

# 熊本県道路啓開計画

初版

令和6年12月

熊本県緊急輸送道路  
ネットワーク計画等策定協議会



# 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1. 総則 .....                  | 1  |
| 1.1. 計画の概要 .....             | 2  |
| 1.2. 計画の目的 .....             | 2  |
| 1.3. 計画の位置付け .....           | 3  |
| 1.4. 関連する他の計画 .....          | 4  |
| 2. 道路啓開の基本的な考え方 .....        | 6  |
| 2.1. 道路啓開の基本方針 .....         | 7  |
| 2.2. 道路啓開の定義 .....           | 8  |
| 3. 道路啓開候補ルートの設定 .....        | 9  |
| 3.1. 想定される地震 .....           | 10 |
| 3.2. 道路啓開の対象路線と拠点 .....      | 21 |
| 3.3. 道路啓開候補ルートの設定 .....      | 25 |
| 3.4. 道路啓開ルート選定時の留意事項 .....   | 35 |
| 3.5. 海上からの支援について .....       | 39 |
| 4. 道路啓開作業 .....              | 41 |
| 4.1. 道路啓開のタイムライン .....       | 42 |
| 4.2. 道路啓開の連絡体制 .....         | 43 |
| 4.3. 道路啓開の実施体制 .....         | 44 |
| 4.4. 被災状況の把握・情報集約・共有 .....   | 45 |
| 4.5. 道路の区間指定 .....           | 48 |
| 4.6. 道路啓開の実施方法に関する留意事項 ..... | 49 |
| 4.7. 道路啓開に関する広報 .....        | 55 |
| 5. 道路啓開訓練 .....              | 60 |
| 5.1. 訓練の目的・効果 .....          | 61 |
| 5.2. 訓練の手法 .....             | 61 |
| 5.3. 訓練の内容 .....             | 62 |
| 5.4. 訓練の実施 .....             | 63 |

# 第 1 章

## 総 則



## 1.1. 計画の概要

大規模災害時には、流出した家屋や倒壊した構造物等のがれき、放置された車両の散乱に伴い、円滑な人命救助、救援・救出活動が阻害される可能性がある。

その際、道路啓開といった考え方により、緊急車両等の通行確保のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正等により、緊急輸送道路等の救援ルートを確保することが有効である。

平成 23 年 6 月に発生した東日本大震災では、負傷者の命を救い、被災者に緊急物資を届けるルートを確保するため、緊急車両が移動できるルートを切り啓く「道路啓開（くしの歯作成）」を実施し、人命救助や緊急物資の輸送、復旧・復興に大きく貢献したといわれている。

その後、平成 27 年 3 月に中央防災会議幹事会が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を公表し、九州管内では「九州道路啓開等協議会」が組織され、南海トラフ地震を想定した「九州道路啓開計画（初版）」を平成 28 年 3 月に策定し、令和 6 年 12 月に改訂版となる「九州道路啓開計画（第 2 版）」を公表している。

令和 6 年 1 月の能登半島地震では、半島部という地域特性もあって多くの通行不能区間が発生した。陸路での到達が困難な地域においては、陸路の他、海路、空路からの支援による道路啓開も実施されたところである。

熊本県においても、平成 28 年 4 月に熊本地震での経験やこれまでの我が国の大規模災害での知見を活かしながら、熊本県地域防災計画で想定される地震に対して、道路啓開計画を策定することが必要である。計画により、関係機関相互に同一の計画のもと連携して、災害時にいち早く緊急輸送道路等を通行可能にすることは、迅速な救急・救命および物資輸送に寄与するものである。

## 1.2. 計画の目的

「熊本県地域防災計画（地震・津波対策編）」では、南海トラフ地震や布田川・日奈久断層帯等の大規模地震を想定しており、これらの被害に備え、初動期の応急対策の一環として、熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、具体的に選定・計画された緊急輸送ルートについて、道路調査（緊急点検）、道路啓開の実施体制及びタイムライン、人員や資機材等の確保、被災情報の把握・周知方法等を定めた「熊本県道路啓開計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。



図 1-1 熊本地震時の道路啓開記録（益城地域）

### 1.3. 計画の位置付け

本計画は、「熊本県地域防災計画」、「熊本県国土強靱化地域計画」を上位計画とし、「緊急輸送道路ネットワーク計画」などの既存の関連計画や調査結果を踏まえたものとする。

また、南海トラフ地震については、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」及び「九州ブロック地域対策計画【第1版】」に基づき策定された「九州道路啓開計画（第2版）」との重複を考慮し、各計画との整合性を図るものとする。

なお、上位計画が改定された場合や、関係機関による防災対策の進捗に応じて、適宜必要な改定を行うとともに、防災訓練や実災害への対応等を通じて得られた課題や対策を随時反映するものとする。

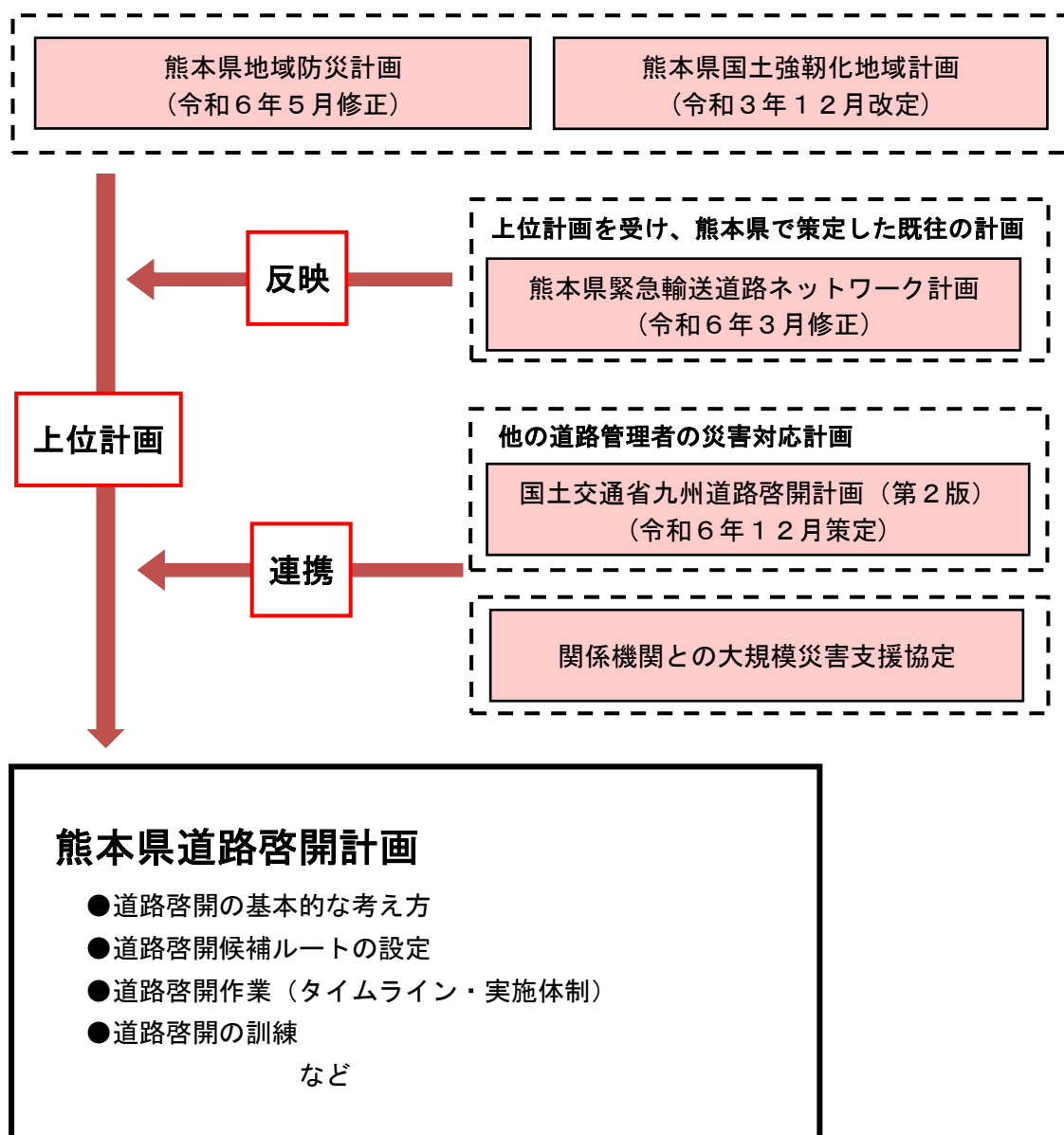


図 1-2 本計画の位置付け

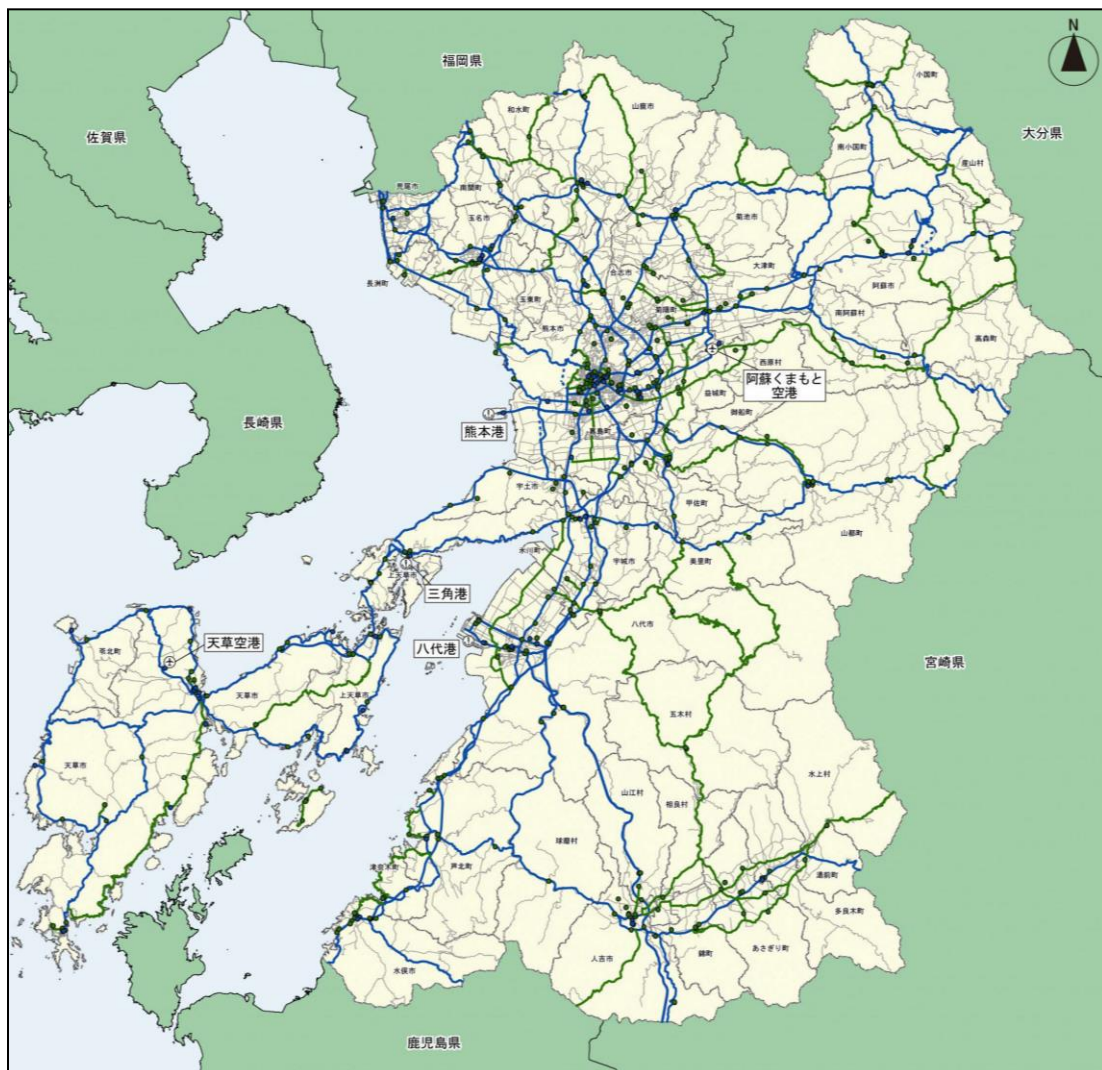
## 1.4. 関連する他の計画

### (1) 熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画

「緊急輸送を確保するため必要な道路」（緊急輸送道路）は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されていることとともに、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

「緊急輸送道路ネットワーク計画」は、災害対策基本法に基づく地域防災計画、防災業務計画、また、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画策定のための基礎資料として位置付けられ、本県では、平成 8 年度に当初計画を策定した。

一方、計画策定以降の市町村合併や防災拠点の変更、高規格道路ネットワークの進捗状況等を反映する必要がある、また、熊本県地域防災計画等との連携・整合を図る必要があることから、毎年計画を見直すこととしている。



出典：熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画

図 1-3 熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画図

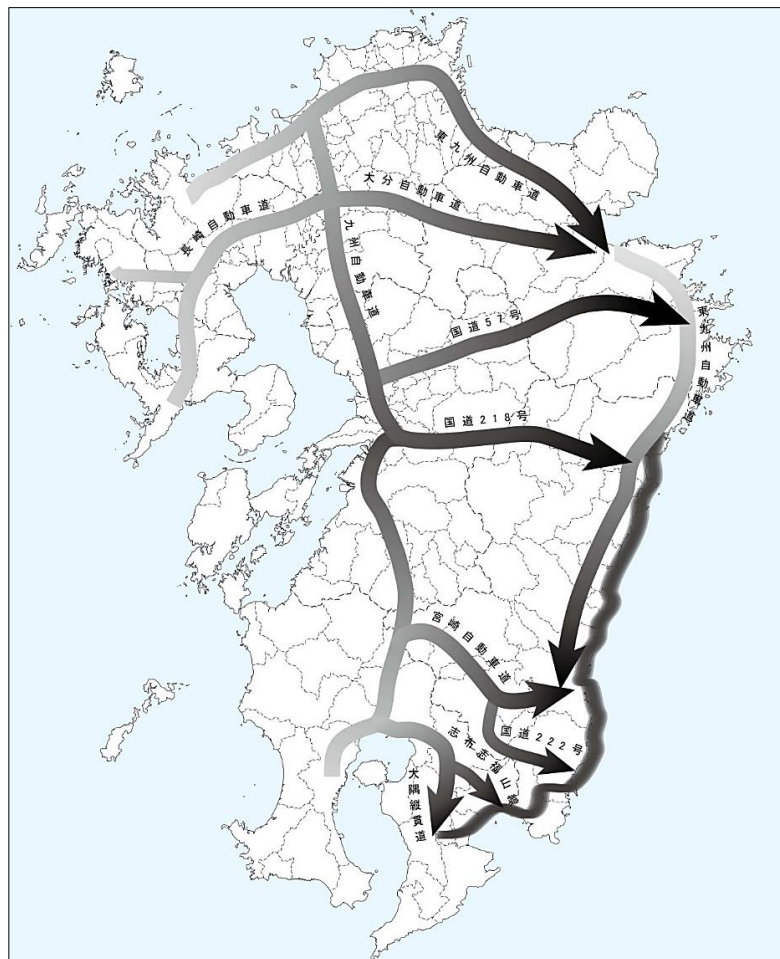
## (2) 九州道路啓開計画

令和 6 年 12 月に改訂された「九州道路啓開計画（第 2 版）」では、九州地方において震度 6 強以上の震度が観測された場合、又は大津波警報が発表された場合、全国及び九州各地からアクセスが可能となるよう、高速道路、国道、県道等を活用し、九州東側沿岸に向けて一斉に進行する作戦（「九州東進作戦」）で道路啓開を実施することとしている。

なお、人命救助で生存率が大きく変化する時間は 3 日間とされ、一般的に『72 時間の壁』といわれており、発災直後、いかに迅速に救助活動を行うための道路啓開ができるかどうか人命に直結することとなる。「九州東進作戦」では、道路啓開がその後の消火活動や救命・救助活動、緊急物資の輸送等を支えるとともに、72 時間の壁を意識した具体計画に基づき、タイムラインに応じて、発災後、

- 12 時間以内に広域移動ルートの通行可否状況の集約や迂回路設定
- 24 時間以内に広域移動ルート、防災拠点へアクセスするルートの概ねの道路啓開
- 72 時間以内に被災地内ルートの概ねの道路啓開

を完了することを目標としている。



出典：九州道路啓開計画

図 1-4 「九州東進作戦」イメージ図

## 第2章

# 道路啓開の基本的な考え方



## 2.1. 道路啓開の基本方針

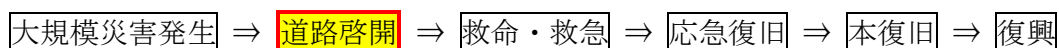
### (1) 発災事前の準備に関する方針

上位・関連計画である、熊本県国土強靱化地域計画や熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画等に基づき、災害時の物資輸送ルートの確保するため、県内地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、近年の激甚化・頻発化する災害に対応する強靱な道路ネットワークを確保する取組を実施する。

また、道路啓開に関する訓練も定期的実施し、災害対応に関する知識や手続き、作業に関する習熟を図る。

### (2) 大規模災害発生後の対応に関する方針

大規模災害発生後の対応は、次のようなフローとする。



道路啓開は、救命・救急の要として路上の支障物の撤去・除去、路面の軽微な補修を実施し、緊急車両通行を早期確保するものであり、次のステップを速やかに実施する必要がある。

ステップ1： 道路啓開調査 緊急通行車両の通行可否や啓開の優先度等を把握

ステップ2： 道路啓開作業 がれきや放置車両等を撤去・除去

本県においては、大規模災害(※)を対象に、次の方針に基づき道路啓開を実施する。

※大規模災害とは熊本県地域防災計画（地震・津波対策編）に位置付けられた想定地震のうち、震度6弱以上の大規模地震などのことをいう

### 基本方針

- 1 人命保護を最優先とし、被害が甚大な地域への支援ルートを確保する
- 2 応急復旧活動に資する応援部隊や物資輸送等のための支援ルート及び被災地内ルートを確保する
- 3 被災地内の緊急輸送活動を行うため、物流拠点や防災拠点等への被災地内ルートを確保する

- ・支援ルート : 被災地エリア外からエリア内へアクセスするための主要幹線ルート
- ・被災地内ルート : 被災地エリア内を周遊するためのルート

## 2.2. 道路啓開の定義

道路啓開作業の定義は、以下のとおりとする。

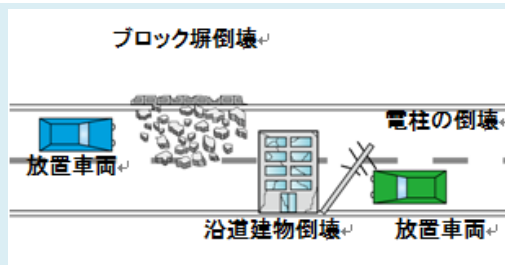
### (1) 道路啓開調査

- ① 各道路管理者は発災後、ただちに点検（道路啓開調査）を実施する。
- ② 道路啓開調査は最低限、緊急通行車両の通行可否について判断し、軽微な損傷の場合は補修しつつ実施する。

### (2) 道路啓開作業

- ① 各道路管理者は、道路啓開調査結果を踏まえ啓開作業を実施する。
- ② 道路啓開作業は、早期に緊急通行車両が通行できる幅を確保するため、1車線確保を基本とする。ただし、中央分離帯設置区間においては、上下毎1車線を基本とし、適宜、離合場所を設けるものとする。
- ③ 状況に応じて、作業部隊の増強などを行い、緊急車両の通行を早期に確保する。

#### ●被災状況



#### ●道路啓開での対応イメージ

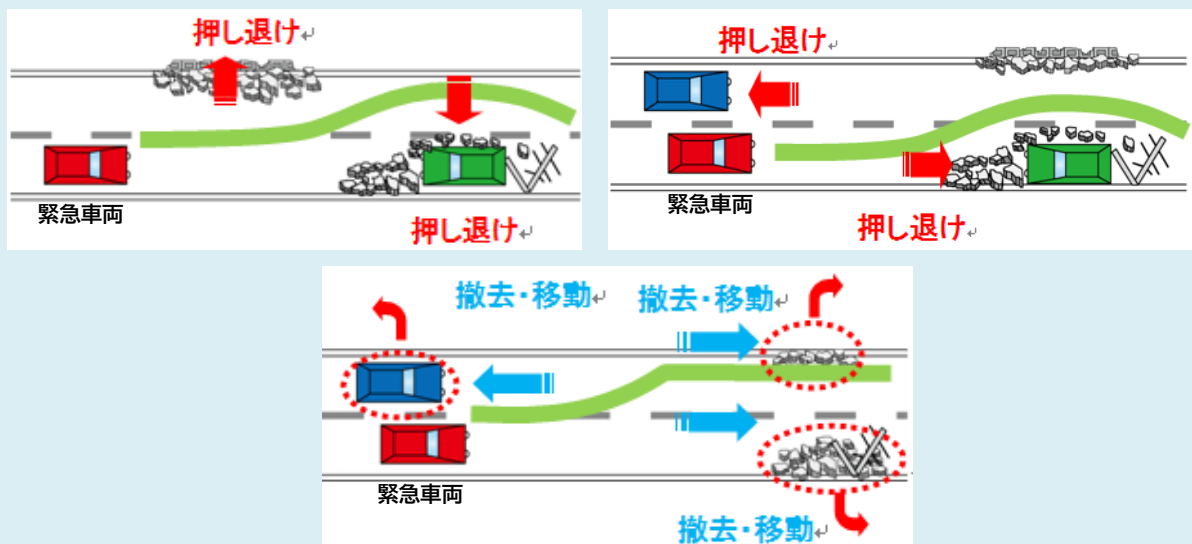


図 2-1 発災直後・道路啓開実施のイメージ

## 第 3 章

# 道路啓開候補ルートの設定



### 3.1. 想定される地震

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。

これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうると想定される震度 6 弱以上の地震動※を対象に、各市町村の震度、ケース毎の想定被害（建物被害件数、交通・輸送施設被害件数、ライフライン被害件数、死傷者数）、山間部や半島など広域な圏域を有する県土特性を総合的に判断し、6 つのケースを選定した。

※震度 6 弱以上の地震動：政府地震調査委員会が公表している「全国地震動予測地図」において、今後 30 年以内に強い揺れに見舞われる確率の高い対象地震動

- ①布田川・日奈久断層帯：県央地域(熊本市：震度 7)を中心に被害が広域かつ甚大
- ②別府・万年山断層帯：阿蘇地域(小国町、南小国：震度 6 弱)を中心に被害が広域かつ甚大
- ③人吉盆地南縁断層：球磨地域(人吉市：震度 7)を中心に被害が広域かつ甚大
- ④出水断層帯：芦北地域(水俣市：震度 6 強)を中心に被害が広域的かつ甚大
- ⑤雲仙断層群(南東部)：玉名地域(震度：6 弱)を中心に被害が広域的かつ甚大
- ⑥南海トラフ：地震発生リスクが逼迫、想定被害が広域かつ甚大

表 3-1 想定される地震と規模

|   | 検討対象断層帯等                                                | 地震規模                        | 30年以内発生確率                |
|---|---------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|
|   | [想定地震の震源域]                                              |                             |                          |
| ① | 布田川・日奈久断層帯<br>中部・南西部 連動<br>＜参考＞ 上記震源域単独時：(中部)<br>：(南西部) | M7. 9<br>(M7. 6)<br>(M7. 2) | 不 明<br>(ほぼ0～6%)<br>(不 明) |
| ② | 別府・万年山断層帯                                               | M7. 3                       | ほぼ0～3%<br>(最大2.6%)       |
| ③ | 人吉盆地南縁断層                                                | M7. 1                       | 1%以下                     |
| ④ | 出水断層帯                                                   | M7. 0                       | ほぼ0～1%                   |
| ⑤ | 雲仙断層群<br>津波検討追加： 南東部<br>南西部北部・南西部南部 連動                  | M7. 1<br>M7. 5              | 不 明<br>不 明               |

地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表

出典：熊本県地域防災計画

|   |       |       |        |
|---|-------|-------|--------|
| ⑥ | 南海トラフ | M9. 0 | 70～80% |
|---|-------|-------|--------|

出典：気象庁 南海トラフ地震関連解説情報  
(令和 6 年 11 月 8 日)

表 3-2 想定地震による被害想定

| 項目<br>(注1)      |                 |           | 布田川・日奈久断層帯<br>中部・南西部運動型<br>(注5) | 別府・万年山断層帯<br>(注5) | 人吉盆地南縁断層   | 出水断層帯      | 豊仙断層群<br>南東部単独 | 南海トラフ<br>最大値 |             |           |
|-----------------|-----------------|-----------|---------------------------------|-------------------|------------|------------|----------------|--------------|-------------|-----------|
| 想定地震            | 地震の規模<br>及びタイプ等 | 規模        | マグニチュード7.9                      | マグニチュード7.3        | マグニチュード7.1 | マグニチュード7.0 | マグニチュード7.1     | マグニチュード9.0   |             |           |
|                 |                 | タイプ       | 活断層                             | 活断層               | 活断層        | 活断層        | 活断層            | プレート型        |             |           |
|                 | 津波              | 震内の最大想定震度 | 震度7                             | 震度6強              | 震度7        | 震度6強       | 震度6弱           | 震度6弱         |             |           |
|                 |                 | 津波高(TP.m) | 3.4 TP.m                        | 対象外(注2)           | 対象外(注2)    | 対象外(注2)    | 3.5 TP.m       | 3.8 TP.m     |             |           |
|                 |                 |           | 津波波高(m)                         | 1.2 m             | 対象外(注2)    | 対象外(注2)    | 対象外(注2)        | 1.4 m        | 2.0 m       |           |
| 物的被害            | 建物被害<br>(一般建物)  | 全壊棟数      | 計                               | 28,000 棟          | 410 棟      | 5,400 棟    | 580 棟          | 11,500 棟     | 18,900 棟    |           |
|                 |                 |           | 液状化                             | 3,800 棟           | 230 棟      | 780 棟      | 480 棟          | 1,100 棟      | 3,300 棟     |           |
|                 |                 |           | 揺れ                              | 11,700 棟          | 160 棟      | 4,300 棟    | 50 棟           | 10 棟         | 20 棟        |           |
|                 |                 |           | 急傾斜地崩壊                          | 250 棟             | 10 棟       | 20 棟       | 10 棟           | - 棟          | 30 棟        |           |
|                 |                 |           | 津波                              | 12,400 棟          | 対象外(注2)棟   | 対象外(注2)棟   | 対象外(注2)棟       | 10,300 棟     | 15,500 棟    |           |
|                 |                 |           | 地震火災                            | 120 棟             | 10 棟       | 270 棟      | 10 棟           | - 棟          | 50 棟        |           |
|                 |                 | 半壊棟数      | 計                               | 82,300 棟          | 1,400 棟    | 11,400 棟   | 1,200 棟        | 40,900 棟     | 55,900 棟    |           |
|                 |                 |           | 液状化                             | 5,300 棟           | 350 棟      | 1,200 棟    | 720 棟          | 1,700 棟      | 5,000 棟     |           |
|                 |                 |           | 揺れ                              | 37,500 棟          | 1,000 棟    | 10,200 棟   | 430 棟          | 470 棟        | 3,200 棟     |           |
|                 |                 |           | 急傾斜地崩壊                          | 540 棟             | 30 棟       | 30 棟       | 10 棟           | - 棟          | 70 棟        |           |
|                 |                 |           | 津波                              | 39,000 棟          | 対象外(注2)棟   | 対象外(注2)棟   | 対象外(注2)棟       | 38,700 棟     | 47,600 棟    |           |
|                 |                 |           | 建物被害<br>(避難施設)                  | 全壊棟数              | 20 棟       | - 棟        | - 棟            | - 棟          | 10 棟        | 20 棟      |
|                 |                 | 交通・輸送施設   | 道路                              | 半壊棟数              | 100 棟      | - 棟        | 10 棟           | - 棟          | 70 棟        | 100 棟     |
|                 |                 |           |                                 | 大被害(落橋・倒壊)        | 50 棟       | 10 棟       | 40 棟           | - 棟          | - 棟         | - 棟       |
|                 | 中小被害(亀裂・損傷)     |           |                                 | 110 棟             | 10 棟       | 70 棟       | - 棟            | - 棟          | - 棟         |           |
|                 | 浸水道路延長          |           |                                 | 1,000 km          | 0 km       | 0 km       | 0 km           | 930 km       | 1,100 km    |           |
|                 | 大被害(落橋・倒壊)      |           |                                 | 10 棟              | - 棟        | - 棟        | - 棟            | - 棟          | - 棟         |           |
|                 | 鉄道              |           | 中小被害(亀裂・損傷)                     | 40 棟              | - 棟        | - 棟        | - 棟            | - 棟          | - 棟         |           |
|                 |                 |           | 浸水鉄道延長                          | 20 km             | 0 km       | 0 km       | 0 km           | 20 km        | 30 km       |           |
|                 |                 |           | 漁港・港湾                           | (漁港)被害岸壁数         | 540 岸壁     | - 岸壁       | - 岸壁           | 40 岸壁        | 40 岸壁       | 未算出(注3)岸壁 |
|                 | (港湾)被害岸壁数       |           | 280 岸壁                          | - 岸壁              | - 岸壁       | 30 岸壁      | 20 岸壁          | 未算出(注3)岸壁    |             |           |
|                 | ライフライン          |           | 上水道                             | 断水人口(被災直後)        | 789,800 人  | 16,000 人   | 50,400 人       | 9,700 人      | 16,400 人    | 未算出(注3)人  |
|                 |                 | 浸水施設数     |                                 | 30 施設             | 0 施設       | 0 施設       | 0 施設           | 20 施設        | 30 施設       |           |
|                 |                 | 下水道       | 支障人口                            | 28,200 人          | 550 人      | 3,100 人    | 250 人          | 2,100 人      | 15,200 人    |           |
|                 |                 |           | 浸水施設数                           | 20 施設             | 0 施設       | 0 施設       | 0 施設           | 20 施設        | 20 施設       |           |
|                 |                 | 電力        | 停電軒数                            | 61,500 軒          | 810 軒      | 7,700 軒    | 790 軒          | 23,700 軒     | 37,600 軒    |           |
|                 |                 |           | 浸水施設数                           | - 施設              | 0 施設       | 0 施設       | 0 施設           | - 施設         | - 施設        |           |
|                 |                 | 電話・通信     | 不通回線数                           | 1,100 本           | 20 本       | 300 本      | 20 本           | 430 本        | 700 本       |           |
|                 |                 |           | 浸水施設数                           | 20 施設             | 0 施設       | 0 施設       | 0 施設           | 10 施設        | 20 施設       |           |
|                 |                 | 都市ガス      | 供給停止戸数                          | 25,100 戸          | - 戸        | - 戸        | - 戸            | - 戸          | - 戸         |           |
|                 |                 |           | 浸水施設数                           | - 施設              | 0 施設       | 0 施設       | 0 施設           | - 施設         | - 施設        |           |
|                 | LPガス            | 供給停止戸数    | 1,800 戸                         | 40 戸              | 200 戸      | - 戸        | 10 戸           | 40 戸         |             |           |
|                 | 災害廃棄物の発生量       |           |                                 | 5,502,100 t       | 82,200 t   | 620,300 t  | 74,900 t       | 2,562,200 t  | 3,755,300 t |           |
|                 | 危険物・コンビナート施設    | 被災施設数     | - 施設                            | - 施設              | - 施設       | - 施設       | - 施設           | - 施設         | - 施設        |           |
|                 |                 | 浸水施設数     | 0 施設                            | 0 施設              | 0 施設       | 0 施設       | 0 施設           | 0 施設         | 0 施設        |           |
|                 | 人的被害            | 死者数       | 死者数                             | 計                 | 980 人      | 10 人       | 300 人          | - 人          | 110 人       | 120 人     |
|                 |                 |           |                                 | 揺れ                | 730 人      | 10 人       | 280 人          | - 人          | - 人         | - 人       |
| 急傾斜地崩壊          |                 |           |                                 | 20 人              | - 人        | - 人        | - 人            | - 人          | - 人         |           |
| 津波              |                 |           |                                 | 140 人             | 対象外(注2)人   | 対象外(注2)人   | 対象外(注2)人       | 110 人        | 120 人       |           |
| 地震火災            |                 |           |                                 | 70 人              | - 人        | 20 人       | - 人            | - 人          | - 人         |           |
| 計               |                 |           |                                 | 4,700 人           | 60 人       | 750 人      | 10 人           | 1,300 人      | 1,800 人     |           |
| 重傷者数            |                 |           | 揺れ                              | 3,200 人           | 60 人       | 740 人      | 10 人           | - 人          | - 人         |           |
|                 |                 |           | 急傾斜地崩壊                          | 20 人              | - 人        | - 人        | - 人            | - 人          | - 人         |           |
|                 |                 |           | 津波                              | 1,500 人           | 対象外(注2)人   | 対象外(注2)人   | 対象外(注2)人       | 1,300 人      | 1,800 人     |           |
|                 |                 |           | 地震火災                            | 10 人              | - 人        | - 人        | - 人            | - 人          | - 人         |           |
| 負傷者数            |                 | 計         | 22,700 人                        | 380 人             | 2,900 人    | 70 人       | 3,500 人        | 5,700 人      |             |           |
|                 |                 | 揺れ        | 19,200 人                        | 380 人             | 2,900 人    | 70 人       | 240 人          | 1,300 人      |             |           |
|                 |                 | 急傾斜地崩壊    | 30 人                            | - 人               | - 人        | - 人        | - 人            | - 人          |             |           |
|                 |                 | 津波        | 3,500 人                         | 対象外(注2)人          | 対象外(注2)人   | 対象外(注2)人   | 3,200 人        | 4,400 人      |             |           |
| 地震火災            |                 | 20 人      | - 人                             | 10 人              | - 人        | - 人        | - 人            |              |             |           |
| 災害時要援護者の死者数(注4) |                 |           | 420 人                           | 10 人              | 140 人      | - 人        | 50 人           | 50 人         |             |           |
| 避難者数            |                 | 避難生活者数    | 156,000 人                       | 3,400 人           | 15,100 人   | 2,300 人    | 11,000 人       | 17,300 人     |             |           |
|                 |                 | 疎開者数      | 84,000 人                        | 1,800 人           | 8,100 人    | 1,200 人    | 5,900 人        | 9,300 人      |             |           |
| 帰宅困難者数          |                 |           | 90,700 人                        | 24,400 人          | 9,800 人    | 1,200 人    | 5,900 人        | 90,300 人     |             |           |

出典：熊本県地域防災計画

(1) 布田川・日奈久断層帯

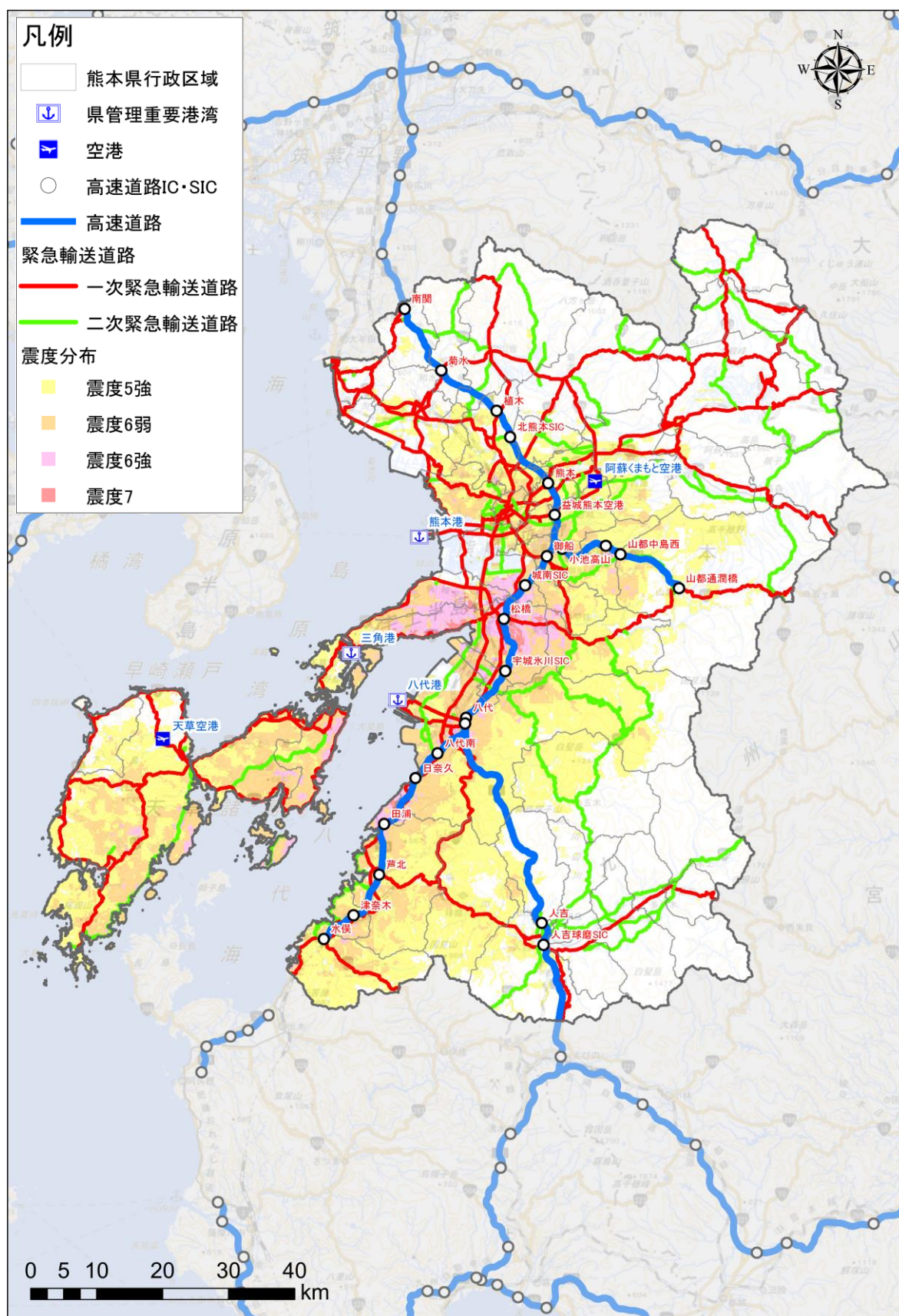


図 3-1 布田川・日奈久断層帯（震度分布図）



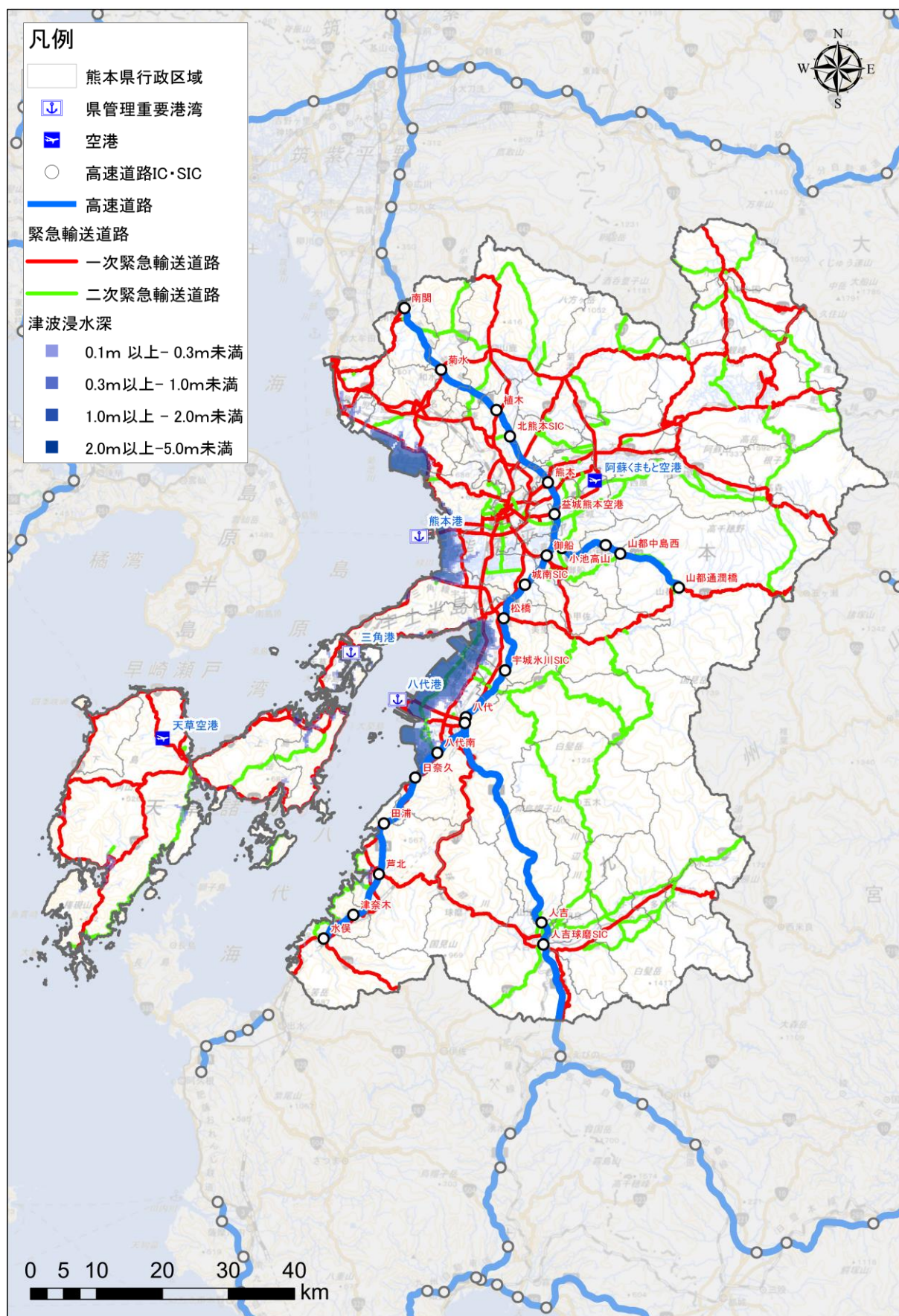


図 3-2 布田川・日奈久断層帯（津波浸水図）



## (2) 別府・万年山断層帯

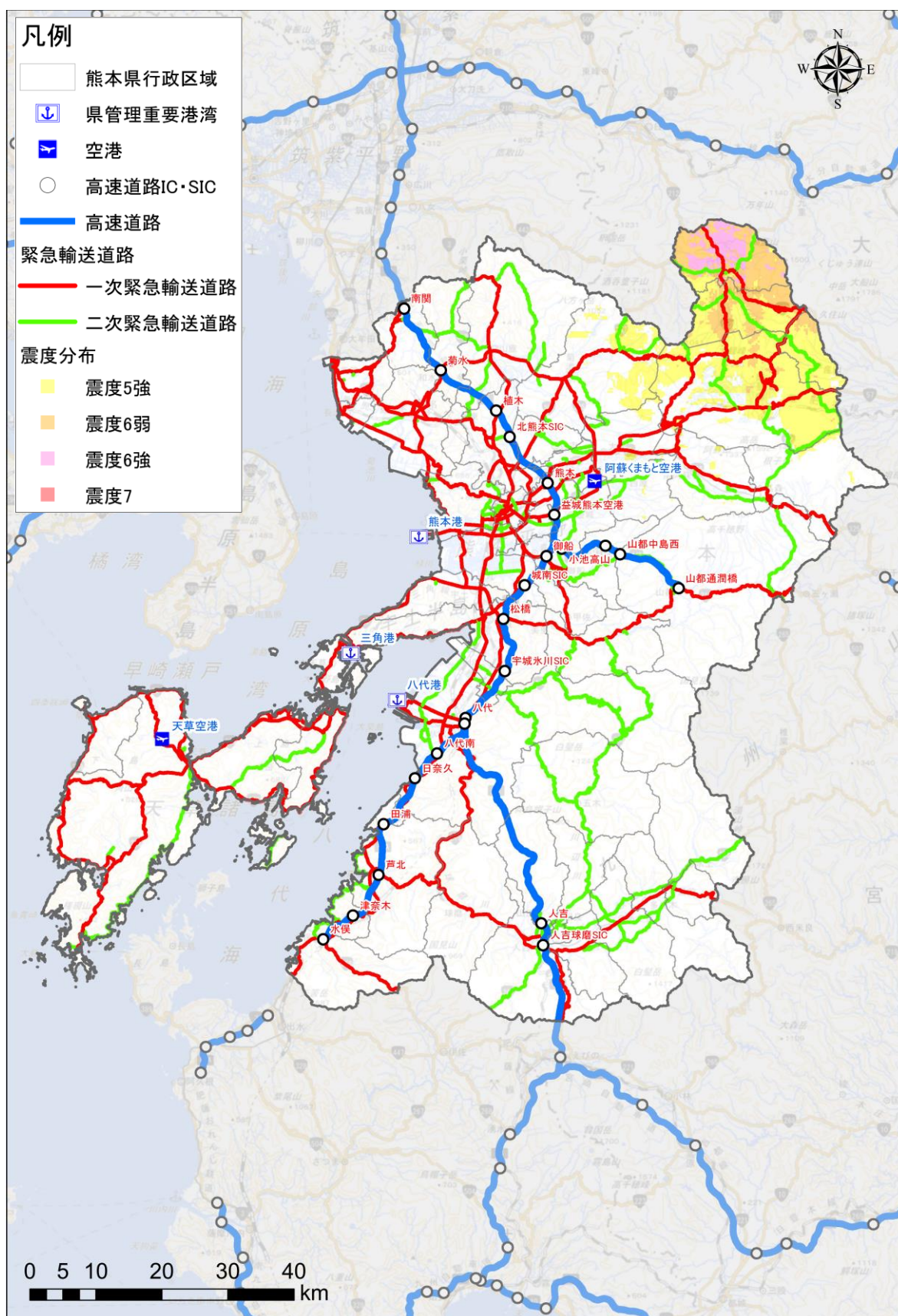


図 3-3 別府・万年山断層帯（震度分布図）



### (3) 人吉盆地南縁断層

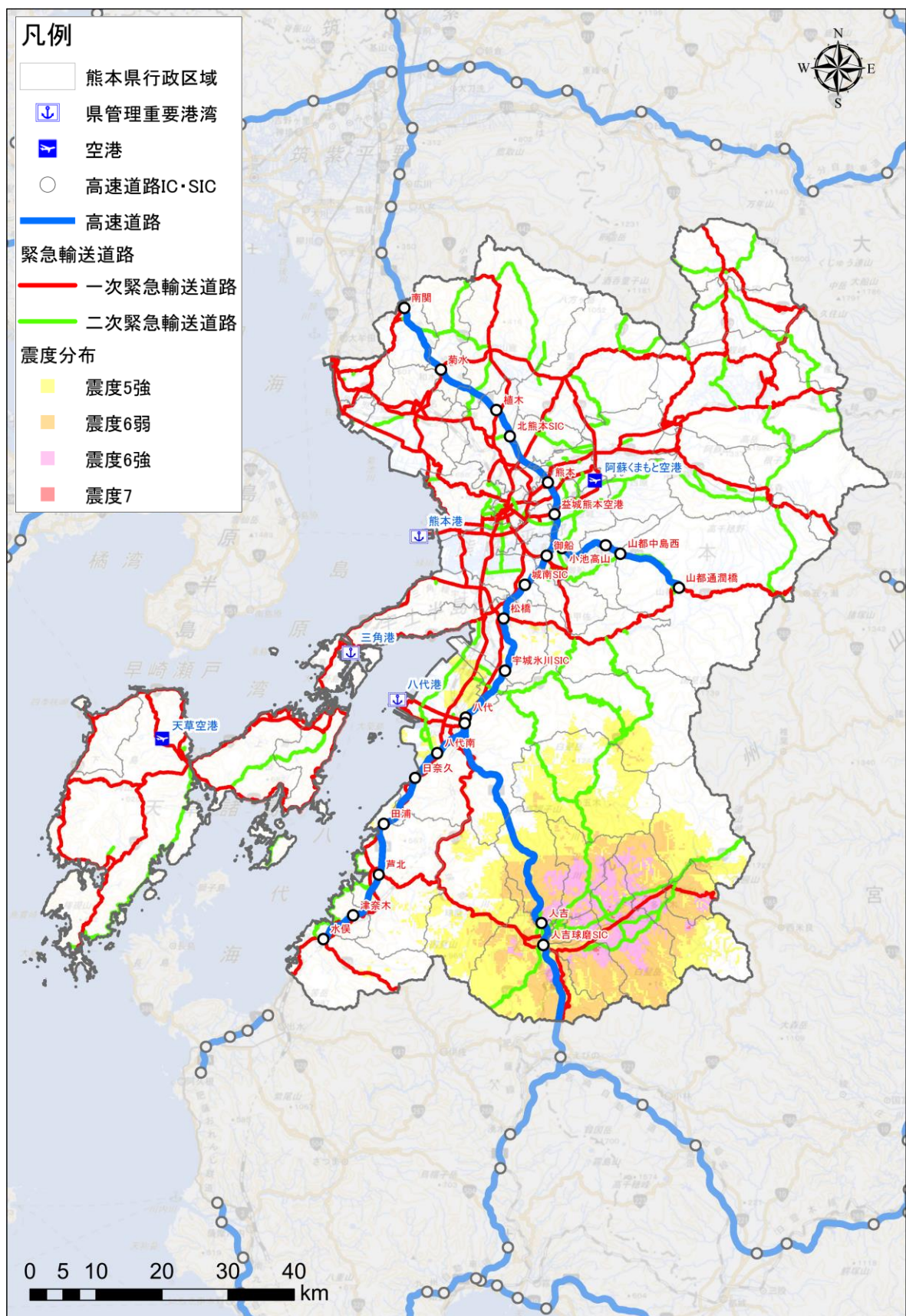


図 3-4 人吉盆地南縁断層（震度分布図）



#### (4) 出水断層帯

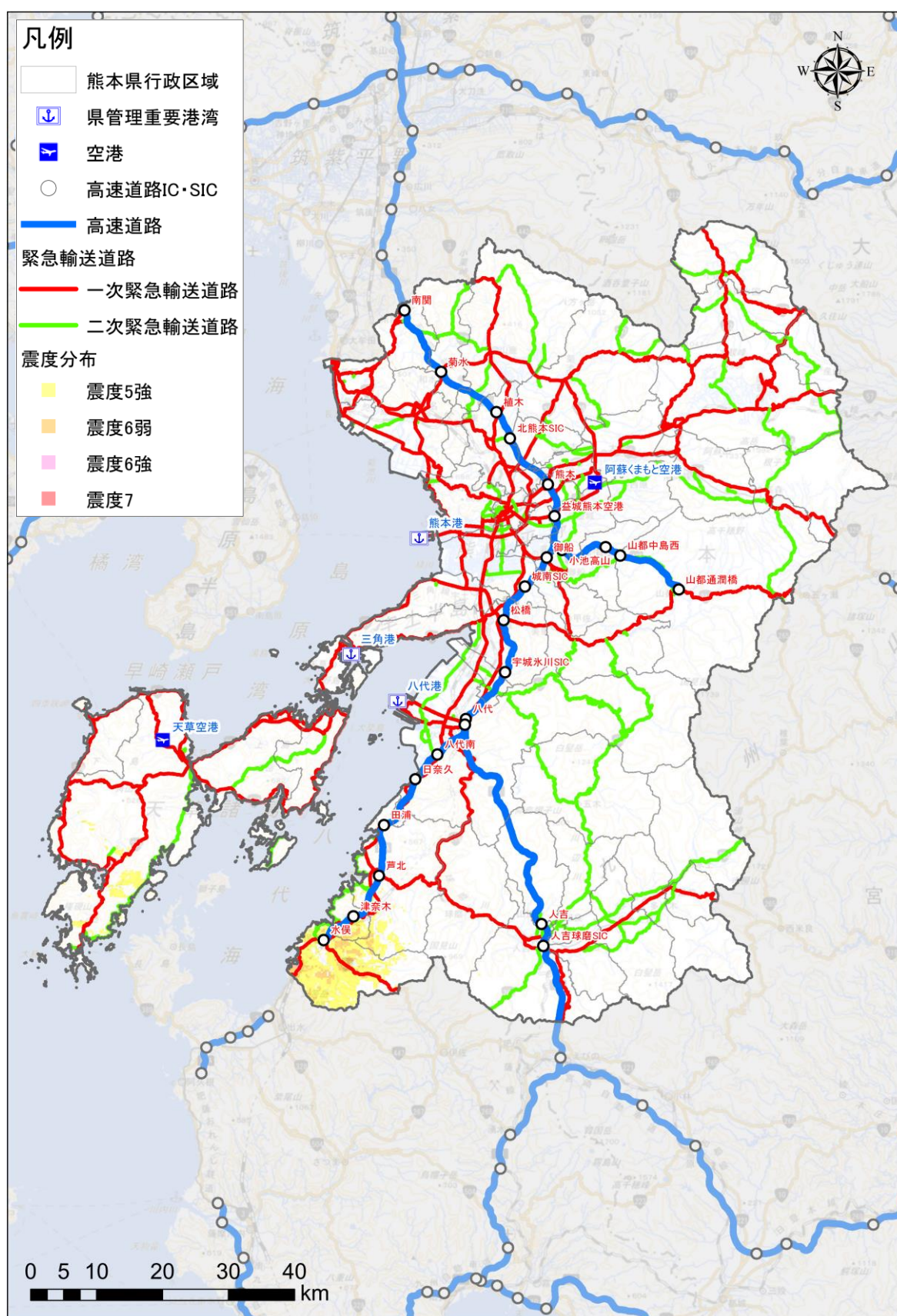


図 3-5 出水断層帯（震度分布図）



(5) 雲仙断層群(南東部)

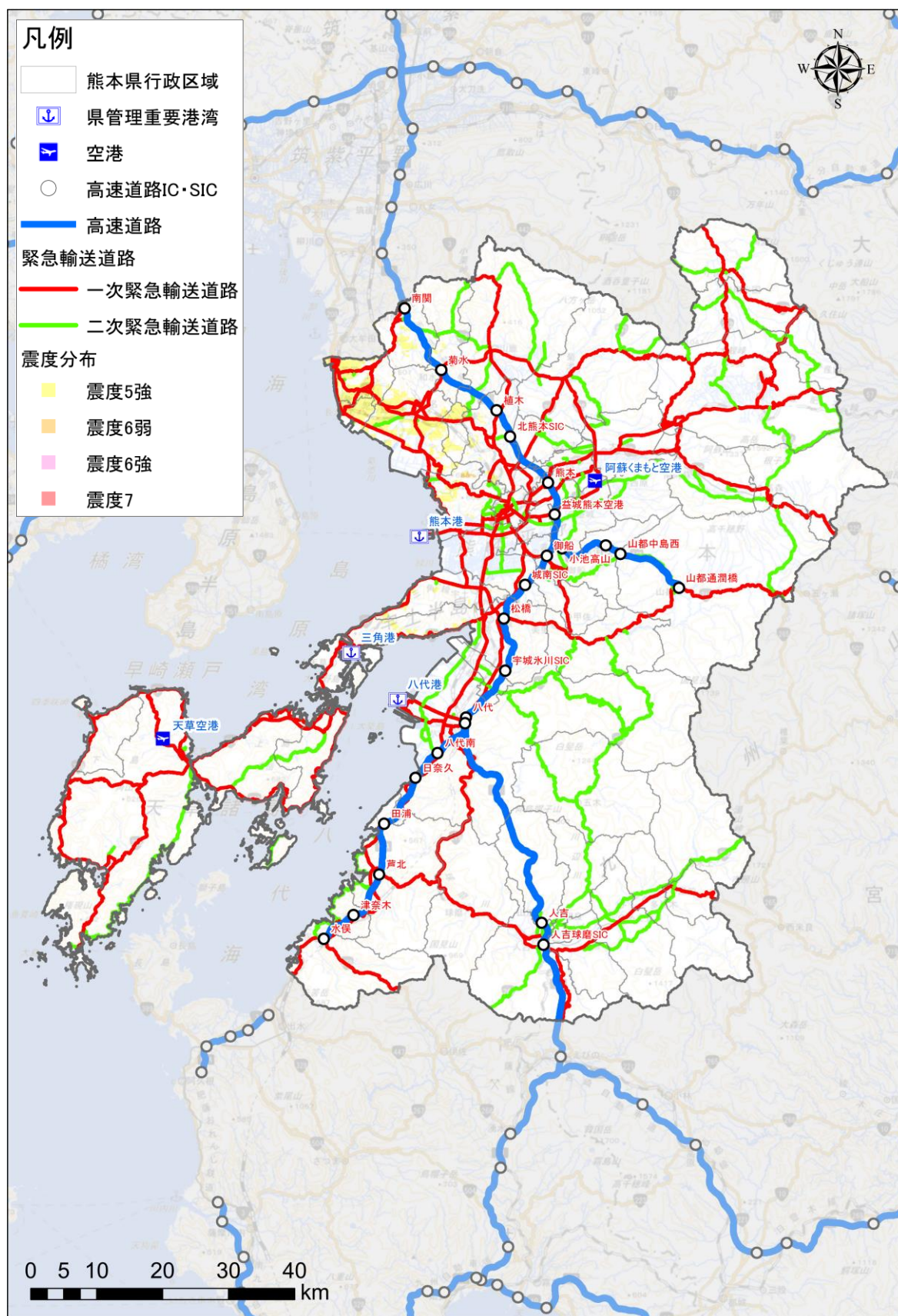


図 3-6 雲仙断層群（南東部）（震度分布図）



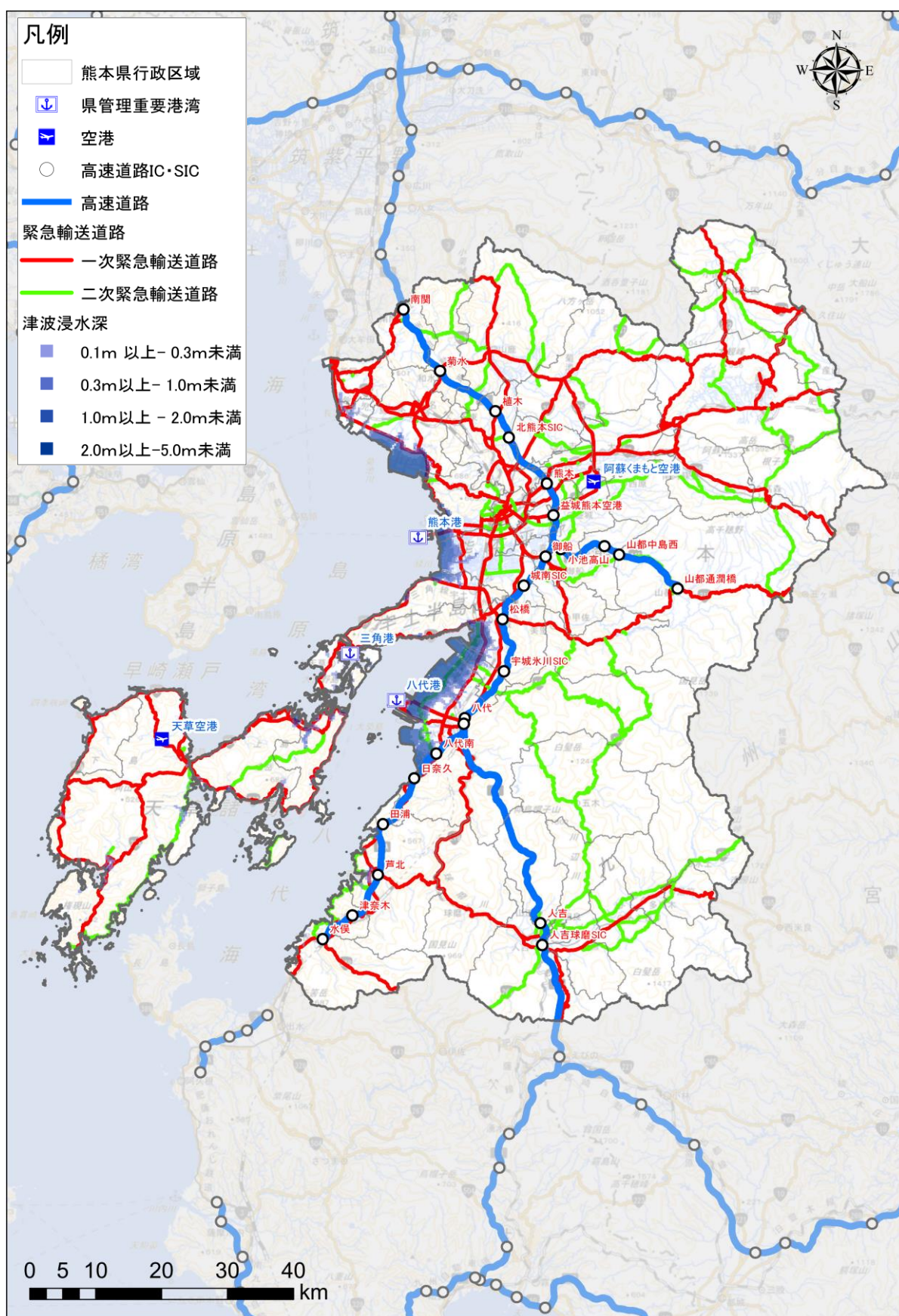


図 3-7 雲仙断層群（南東部）（津波浸水図）



(6) 南海トラフ

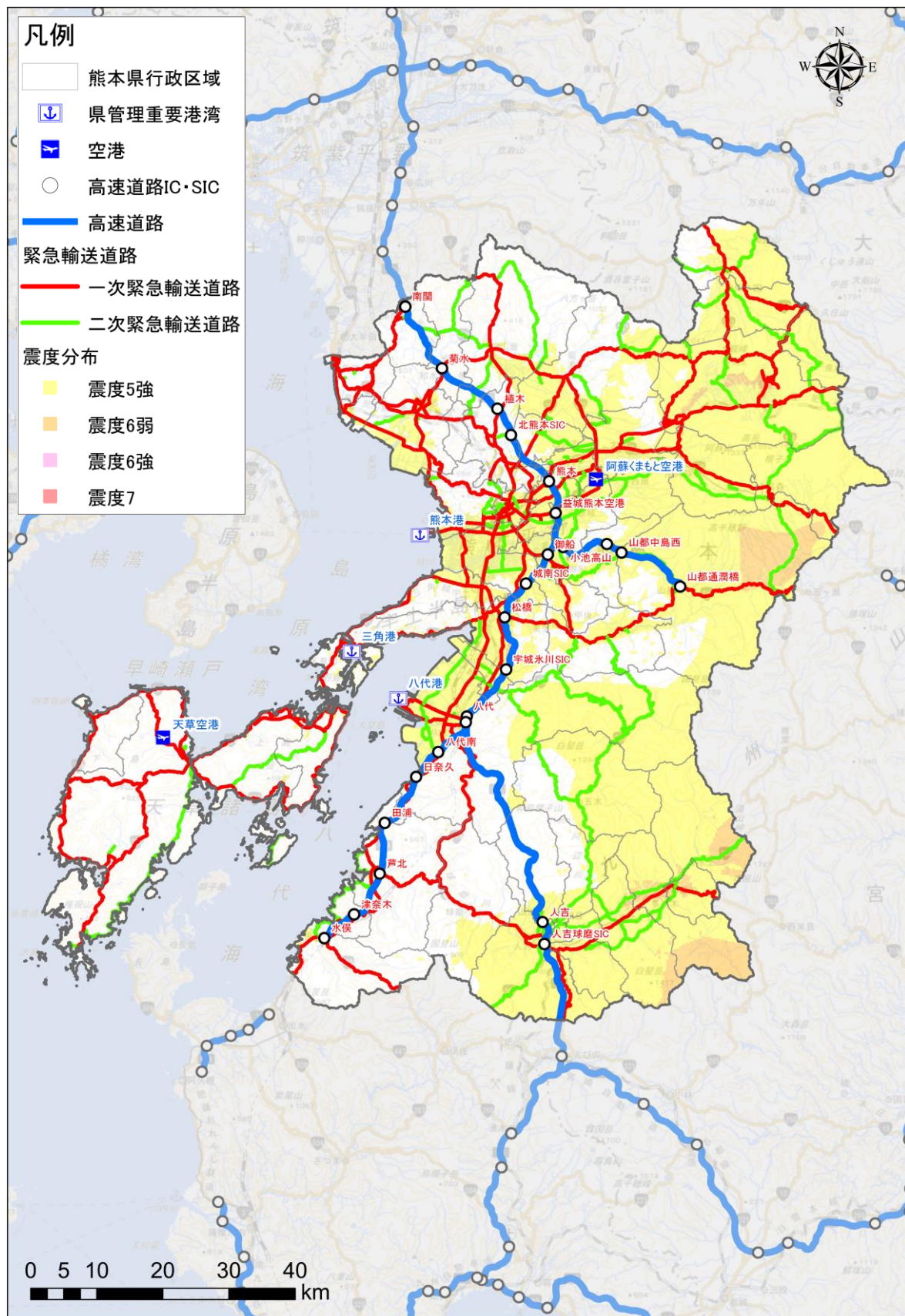


図 3-8 南海トラフ（震度分布図）



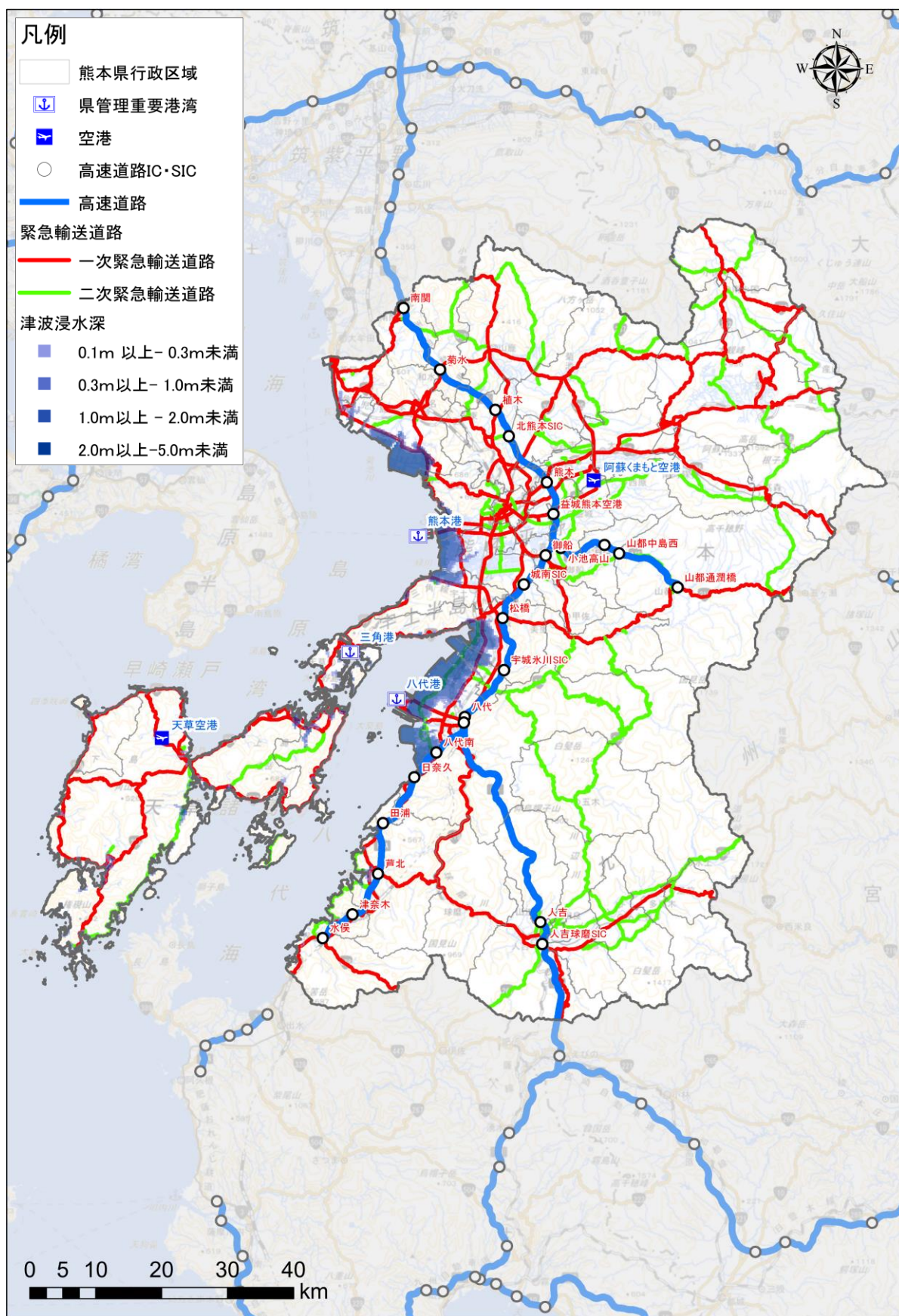


図 3-9 南海トラフ（津波浸水図）



## 3.2. 道路啓開の対象路線と拠点

### (1) 道路啓開の対象となる道路

本計画における道路啓開の対象となる道路は、「熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画」、「九州道路啓開計画」に基づき選定する。

なお、本計画では、高速自動車国道及び一般国道自動車専用道路については「高速自動車国道等」、国管理国道については「直轄国道」、県・政令市が管理する国道については「補助国道」と呼称する。

#### 1) 熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画（緊急輸送道路）

大規模災害発生直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線であり、高速自動車国道等や直轄国道・補助国道及びこれらを連絡する幹線路線であり、重要度に応じて次のとおり設定している。

##### ☐ 第一次緊急輸送道路

地域間相互の連携等、初動体制の確保に対応する路線で、接続される防災拠点としては、地域防災計画で位置付けられた災害対策本部や地方生活圏の中心都市、外部からのアクセス拠点や高次医療拠点等があげられる。

接続される防災拠点：県庁、県広域本部・地域振興局、地方生活圏中心都市の市庁舎、空港、港湾、災害拠点病院等

##### ☐ 第二次緊急輸送道路

飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線である。

接続される防災拠点：国土交通省、NEXCO 等出先機関、市町村役場、ヘリポート適地、自衛隊基地、消防署・消防本部、警察署、広域避難地等

## 2) 九州道路啓開計画（緊急輸送ルート）

九州道路啓開計画における考え方として、6 ルートを選定している。

### ○ 広域移動ルート

全国からの各種支援部隊等の広域的な移動のためのルート。

主に高速自動車国道等、直轄国道により構成されており、高速自動車国道等と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合は、高速自動車国道等を優先する。

### ○ サブルート

広域移動ルートにおいて、被災地付近では被災の程度が大きく、広域移動ルートの機能が確保できない場合に必要なルート。

### ○ 被災地内ルート

甚大な被害が想定される地域内のルート。

### ○ 代替ルート

被災地内ルートのうち、想定津波浸水域等を通過し、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に考慮するルート。

### ○ 拠点接続ルート

人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる航空輸送拠点及び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続するルート。

### ○ その他の緊急輸送ルート

上記、航空搬送拠点、製油所・油槽所、活動拠点以外の防災拠点と広域移動ルート等を結ぶ緊急輸送ルート。



出典：九州道路啓開計画

図 3-10 広域移動ルート・サブルート、被災地内ルート、拠点接続ルート



## (2) 防災拠点

熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画における防災拠点の種類、熊本県及び県内市町村の防災拠点を基本に設定する。

表 3-3 熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画の防災拠点一覧表

| 拠点種類                      | 機関名                | 施設名                      | 拠点数           |
|---------------------------|--------------------|--------------------------|---------------|
| 地方公共団体                    | 県庁等                | 県庁舎                      | 1             |
|                           |                    | 道路管理者事務所                 | 11            |
|                           | 地方生活圏中心都市の市庁舎      | 市庁舎                      | 12            |
|                           |                    | 市町村役場                    | 市庁舎           |
|                           | 役場庁舎               |                          | 31            |
|                           | 支所                 |                          | 49            |
|                           | 道路管理者事務所           |                          | 5             |
| 指定行政機関／<br>指定地方行政機関       | 道路管理者(国土交通省関係庁舎)   | 各事務所                     | 7             |
|                           | 国土交通省(旧運輸省)関係庁舎    | 地方運輸局                    | 2             |
|                           |                    | 港湾事務所                    | 2             |
|                           |                    | 空港事務所等                   | 1             |
|                           | その他庁舎              | 海上保安庁                    | 3             |
|                           |                    | 気象庁                      | 5             |
|                           | 日本郵政(株)            | 日本郵政九州支社                 | 2             |
|                           |                    | 郵便局                      | 10            |
|                           | 総理府                | 電気通信管理局                  | 1             |
|                           |                    | 警察庁                      | 1             |
| 厚生労働省                     | 国立医療機関             | 1                        |               |
|                           | 国立療養所              | 4                        |               |
| 農林水産省                     | 農林水産省              | 1                        |               |
| 警察                        | 警察                 | 県警本部<br>警察署              | 1<br>24       |
| 消防                        | 消防                 | 消防本部                     | 17            |
| 指定公共機関／<br>指定地方公共機関       | NEXCO、公社等道路管理者     | NEXCO                    | 1             |
|                           |                    | 道路公社                     | 1             |
|                           |                    | 熊本県                      | 1             |
|                           | 電気・電話・ガス等ライフライン管理者 | 電気(九州電力)                 | 9             |
|                           |                    | 電話(NTT)                  | 10            |
|                           |                    | ガス                       | 1             |
|                           | 鉄道関係管理者            | JR九州                     | 1             |
|                           |                    | その他民鉄                    | 1             |
|                           | 放送局                | NHK                      | 1             |
|                           |                    | 民間テレビ局                   | 4             |
| その他                       | その他の所在地            | 3                        |               |
| 自衛隊                       | 自衛隊基地の庁舎           | 陸上自衛隊                    | 4             |
| 救援物資等の<br>備蓄拠点又は集積拠点      | 空港                 | 拠点空港                     | 2             |
|                           |                    | その他空港                    | 1             |
|                           | ヘリポート              | ヘリポート                    | 37            |
|                           |                    | 港湾・漁港                    | 特定／重要港湾       |
|                           | 地方港湾(県管理)          |                          | 15            |
|                           | 地方港湾(市管理)          |                          | 1             |
|                           | 第3種漁港              |                          | 1             |
|                           | 第2種漁港              |                          | 3             |
|                           | 第1種漁港              |                          | 1             |
|                           | その他重要物流拠点          | JRコンテナ貨物取扱駅<br>(トップリフター) | 1             |
|                           |                    | 工業団地等                    | 5             |
|                           |                    | 製油所、油槽所                  | 2             |
|                           |                    | 自衛隊基地・駐屯地                | 4             |
|                           |                    | 災害時民間物資集積拠点              | 1             |
|                           | 鉄道駅前広場等            | 中心都市駅広                   | 1             |
|                           |                    | その他駅広                    | 16            |
|                           | 広域防災拠点(備蓄基地)       | 広域防災拠点(備蓄基地)             | 13            |
| 広域防災活動拠点                  |                    | 2                        |               |
| 道路空間を活用した<br>防災拠点(IC・道の駅) | 高速道路 IC・SA・PA      | 53                       |               |
|                           | 道の駅                | 35                       |               |
| 災害医療拠点                    | 災害拠点病院等(保健所含む)     | 災害拠点病院等<br>日本赤十字社<br>保健所 | 23<br>1<br>11 |
| 広域避難地                     | 広域避難地              | 広域避難地                    | 21            |
| 災害対策拠点                    | 災害対策本部             | 災害対策本部                   | 1             |
|                           |                    | 地方災害対策本部                 | 11            |
|                           |                    | 災害対策本部(市町村)              | 5             |
| 合 計                       |                    |                          | 504           |

※防災拠点の役割(防災拠点一覧表でいう拠点種類や機関名、施設名)により、同一箇所を複数設定している場合有り

※IC は交通結節点として防災拠点に設定

出典：熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画

### 3.3. 道路啓開候補ルートの設定

#### (1) 道路啓開候補ルートの設定方針

想定地震 6 ケース毎の被害状況に応じ、啓開対象ルート、啓開優先順位を設定する。

#### 《道路啓開候補ルート選定の考え方》

想定地震毎の震度 6 弱以上の被災地域に対し、支援ルート、被災地内ルートを次の考え方にに基づき選定する。

##### □ 被災地内ルート

- ・ 原則、震度 6 弱以上の地域内、津波浸水想定内にある区間を選定
- ・ 落橋などで、陸路からの到達が困難になる地域を選定
- ・ 防災拠点、交差点や IC と接続するなどの道路網上必要な区間を選定

##### □ 支援ルート

- ・ 本県の半島や山間部等を有する県土特性を踏まえ、県外及び県内各地から幅広く支援を受けられるようルートを設定
- ・ 有明・八代海沿岸や離島の航路も活用した啓開ルートを設定

上記に類しない緊急輸送道路は、その他ルートとして位置付ける。

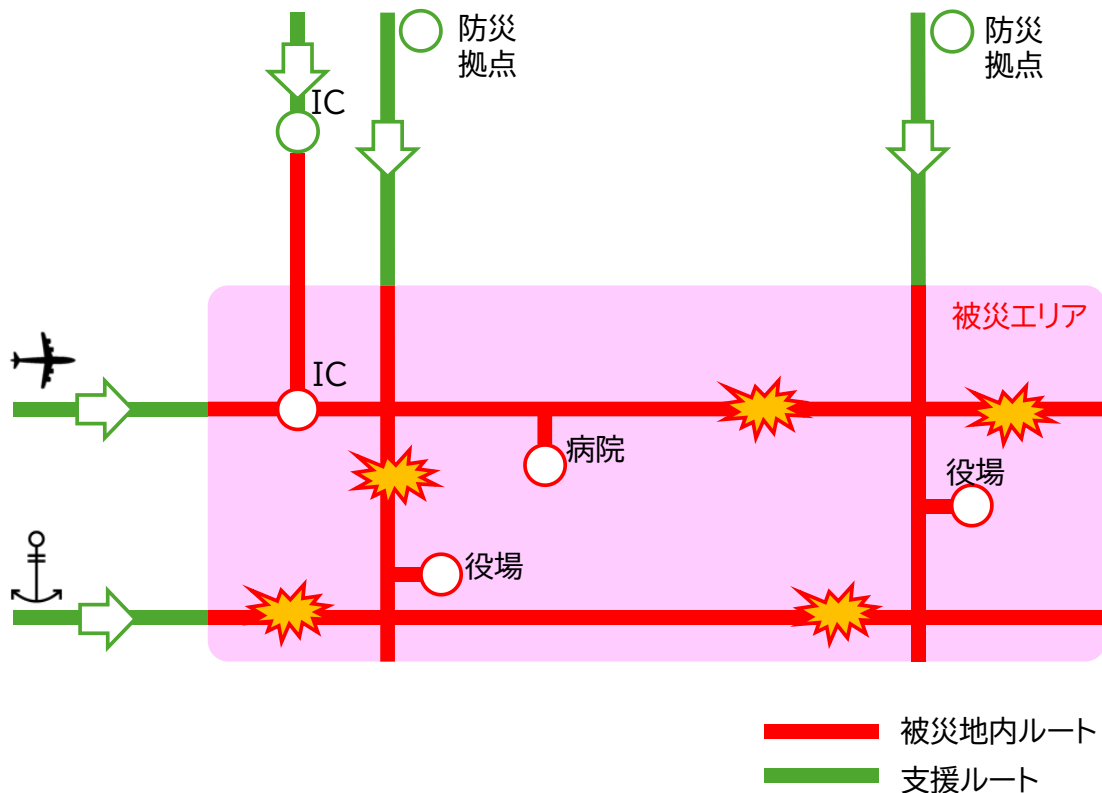


図 3-11 道路啓開候補ルート選定の考え方

## (2) 防災拠点の選定と優先性の設定

### 1) 防災拠点の定義

道路啓開に必要とされる役割（被害把握、広域支援体制の確立、医療・広報・警備など）を持つ施設を、本計画における防災拠点と定義する（熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画参照）。

表 3-4 災害時に必要となる防災拠点

| ▼ 時間経過の中で必要とされる拠点 |                                                                        |                                                                                                                           |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 被災・避難時                                                                 | 救援期・応急復旧期                                                                                                                 |
| 行為                | 被害把握<br>広域支援体制の確立                                                      | 輸送ルートの確保<br>医療・広報・警備・道路啓開                                                                                                 |
| 必要とされる<br>拠点      | 県庁、県広域本部・地域振興局、<br>地方生活中心都市の役場<br><br>国土交通省・NEXCO 等出先機関<br><br>空港、重要港湾 | 【輸送ルートの確保】<br>地方港湾・漁港、中心都市駅、広域物流拠点、ヘリポート適地<br><br>【医療・広報・警備・道路啓開】<br>市町村役場、自衛隊基地<br>現地医療班派遣病院、消防署・消防本部、<br>警察署、テレビ・ラジオ放送局 |

出典：熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画

### 2) 防災拠点の選定

防災拠点の定義に従い、国・県・市町村など以下の関連計画に基づき防災拠点を選定する。

- ・「九州道路啓開計画」
- ・「熊本県地域防災計画」
- ・「熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画」 等

また、「防災道の駅」として選定されている道の駅は、機能強化を図るとともに、災害時は各道の駅の対応方針に基づき活用する。

その他、関係者からの意見照会より、後述する『3.5 海上からの支援について』で活用予定の拠点（苓北発電所・砂浜）も防災拠点として追加する。



### 3) 6つの地震毎の防災拠点の抽出と優先度の設定

#### 【防災拠点の抽出】

- ・ 6つの地震毎に、“被災地内ルート”と“支援ルート”周辺に位置する防災拠点を抽出。

#### 【優先度の設定】

- ・ 熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画との整合を図り、一次拠点を優先する。

#### ▼ 接続される防災拠点

一次緊急輸送道路：地域間相互の連携等、初動体制の確保に対応する路線で、接続される防災拠点としては、地域防災計画で位置づけられた災害対策本部や地方生活圏の中心都市、外部からのアクセス拠点や高次医療拠点等があげられる。

接続される防災拠点：県庁、県広域本部・地域振興局、地方生活圏中心都市の市庁舎、空港、港湾、災害拠点病院等

二次緊急輸送道路：飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線

接続される防災拠点：国土交通省、NEXCO 等出先機関、市町村役場、ヘリポート適地、自衛隊基地、消防署・消防本部、警察署、広域避難地等

出典：熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画

図 3-12 防災拠点の優先度

### (3) 道路啓開候補ルート

#### 1) 布田川・日奈久断層帯

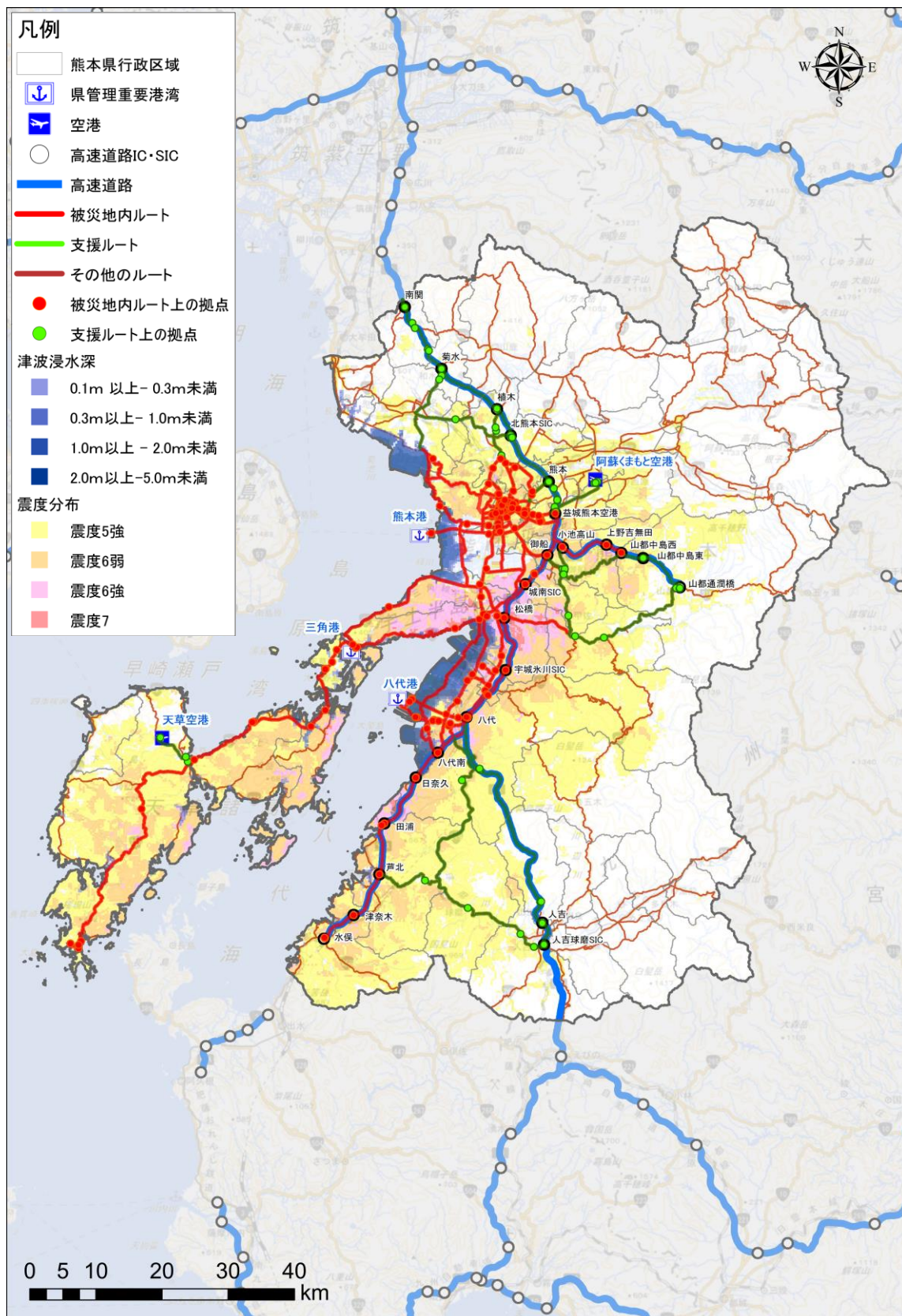


図 3-13 布田川・日奈久断層帯（道路啓開候補ルート図）



【天草地域※孤立時】

※天草地域：上天草市、天草市、苓北町

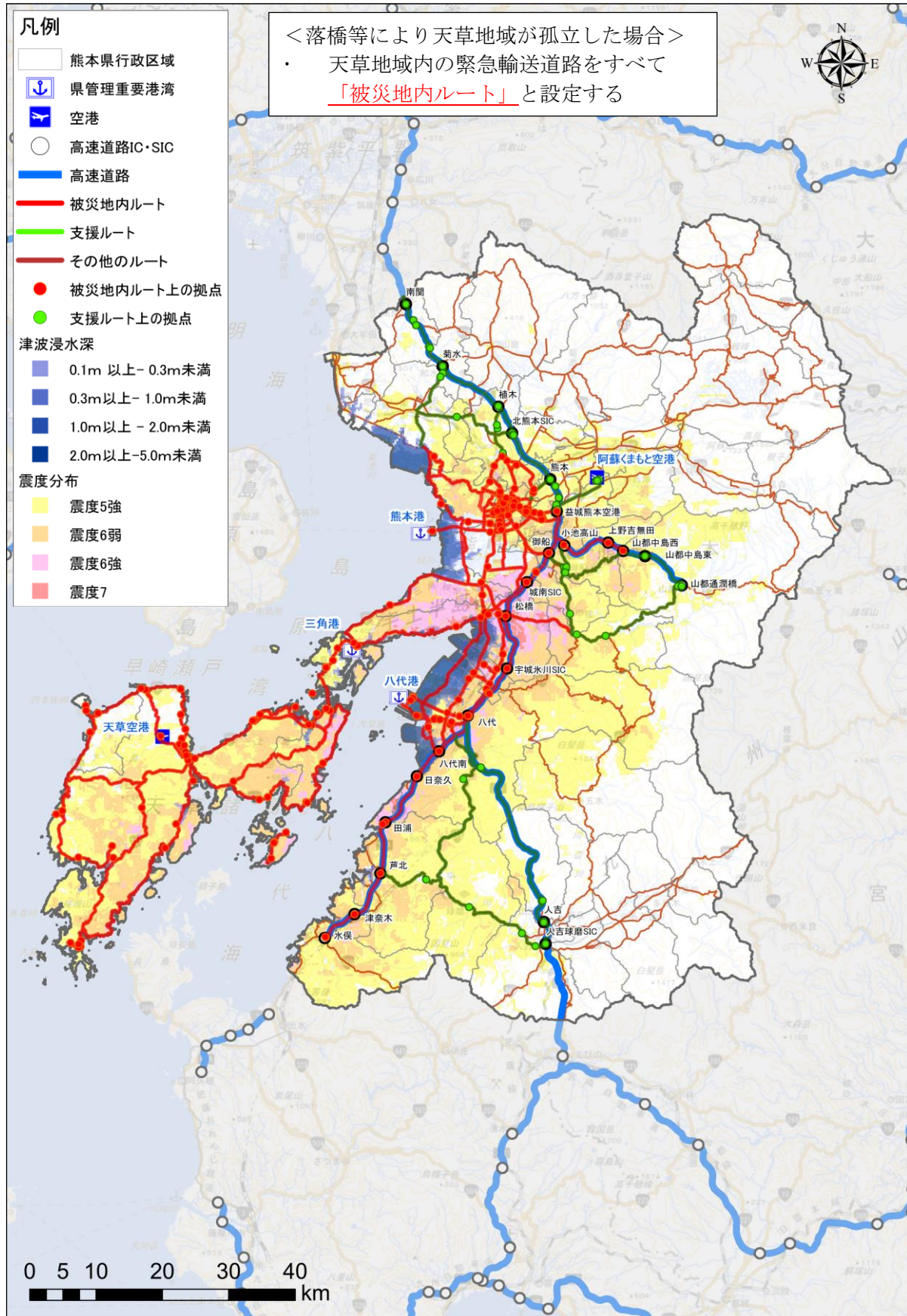


図 3-14 布田川・日奈久断層帯（道路啓開候補ルート図：天草地域孤立時）



## 2) 別府・万年山断層帯

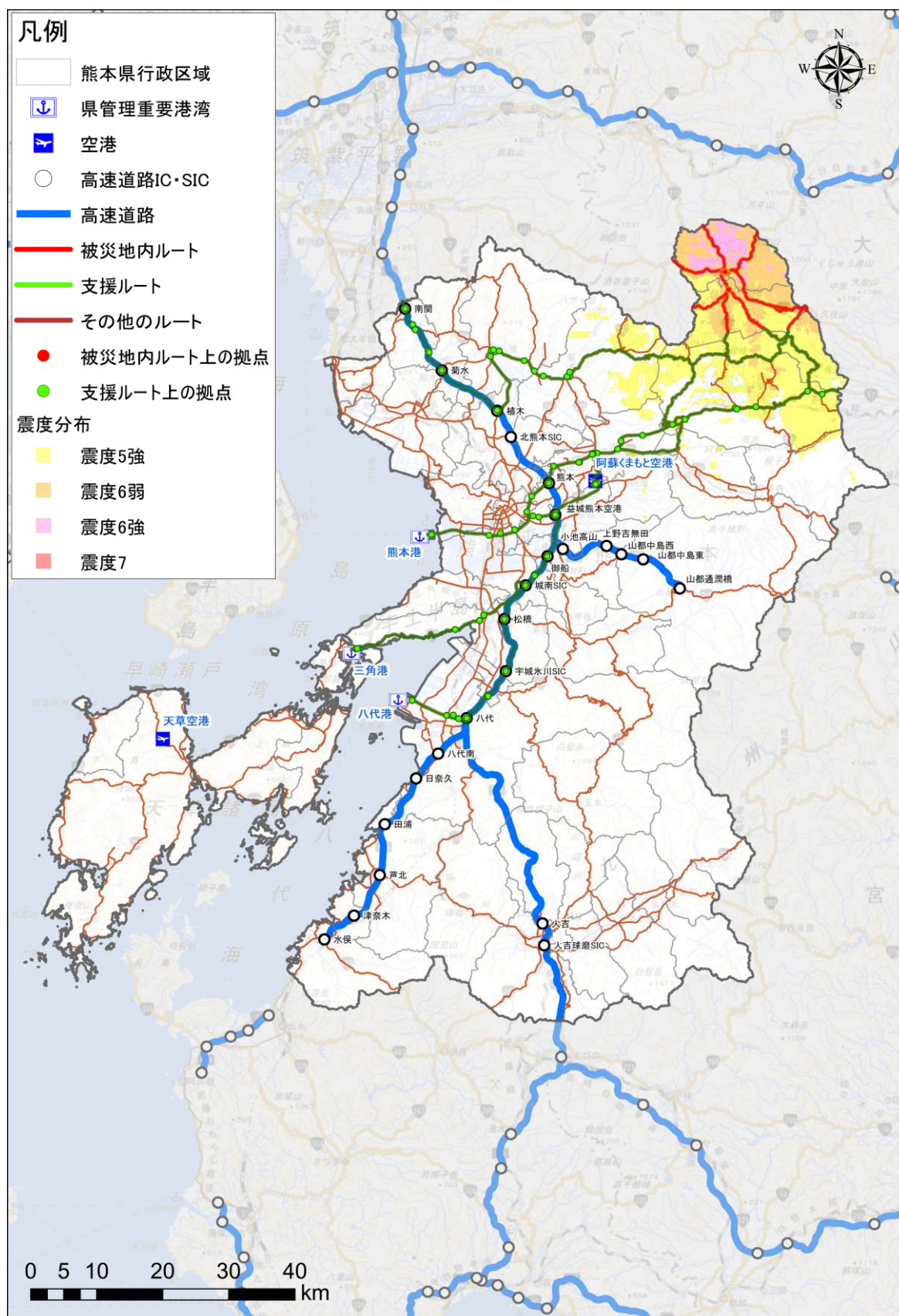


図 3-15 別府・万年山断層帯（道路啓開候補ルート図）



### 3) 人吉盆地南縁断層

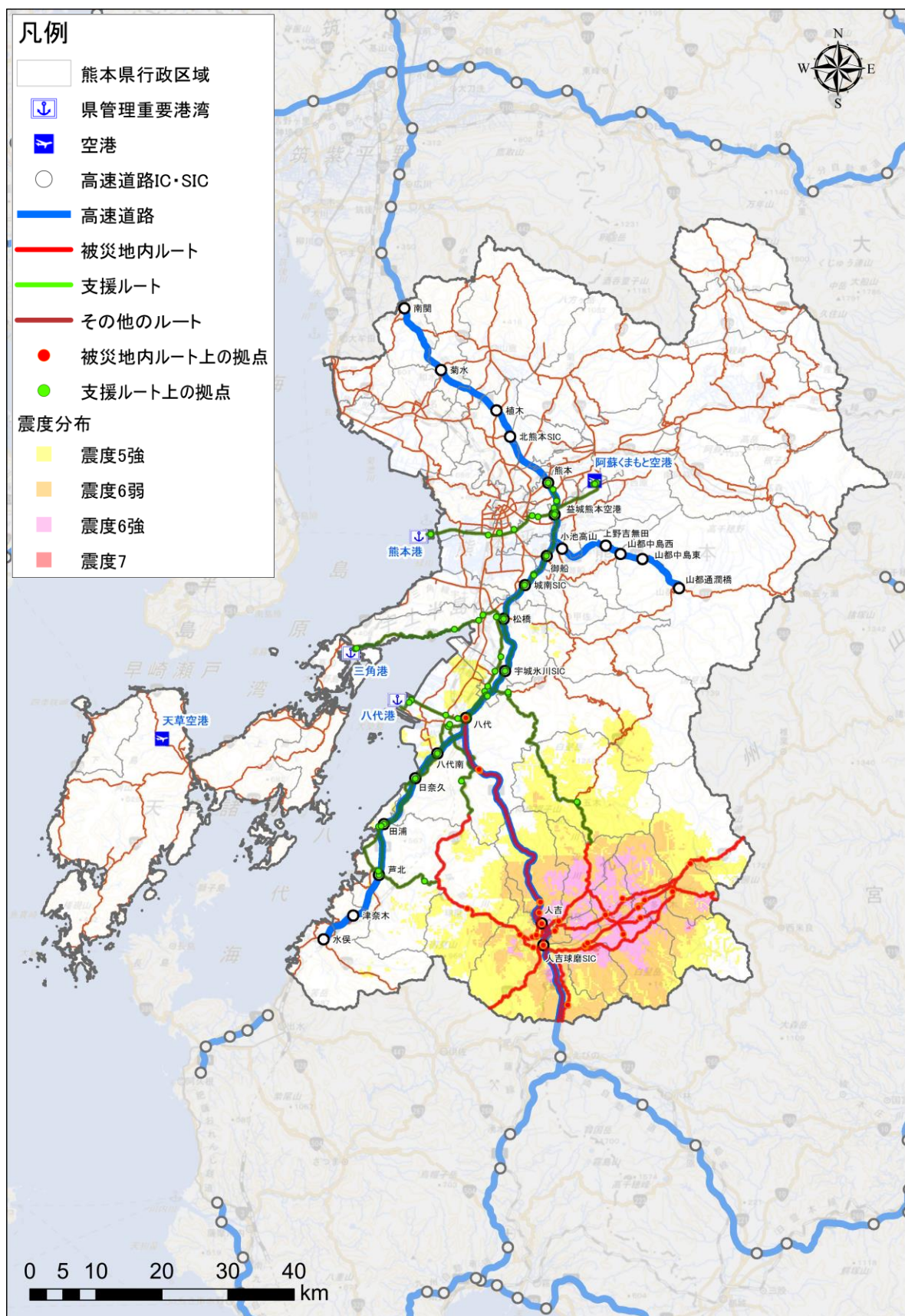


図 3-16 人吉盆地南縁断層（道路啓開候補ルート図）



#### 4) 出水断層帯

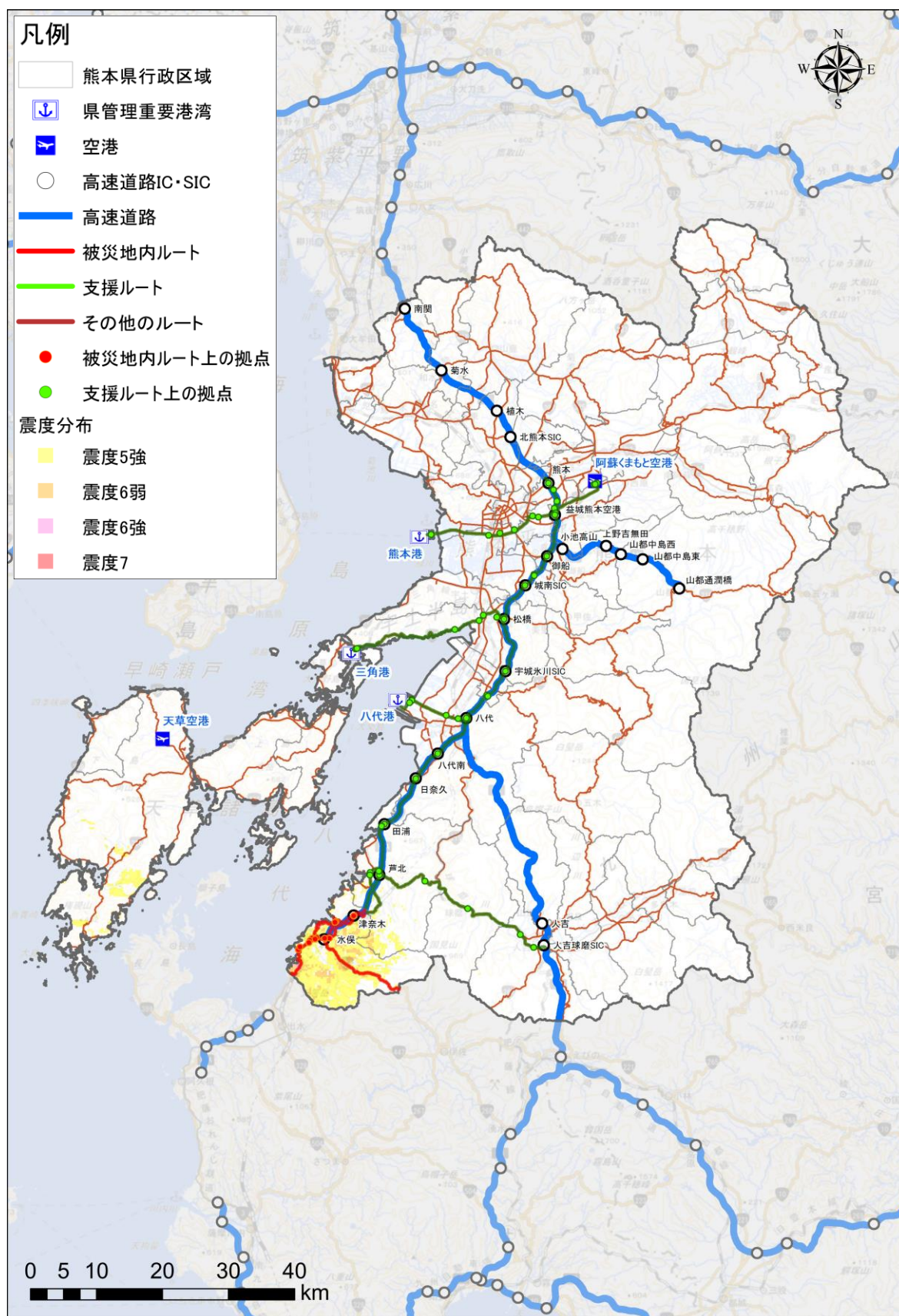


図 3-17 出水断層帯（道路啓開候補ルート図）



## 5) 雲仙断層群(南東部)

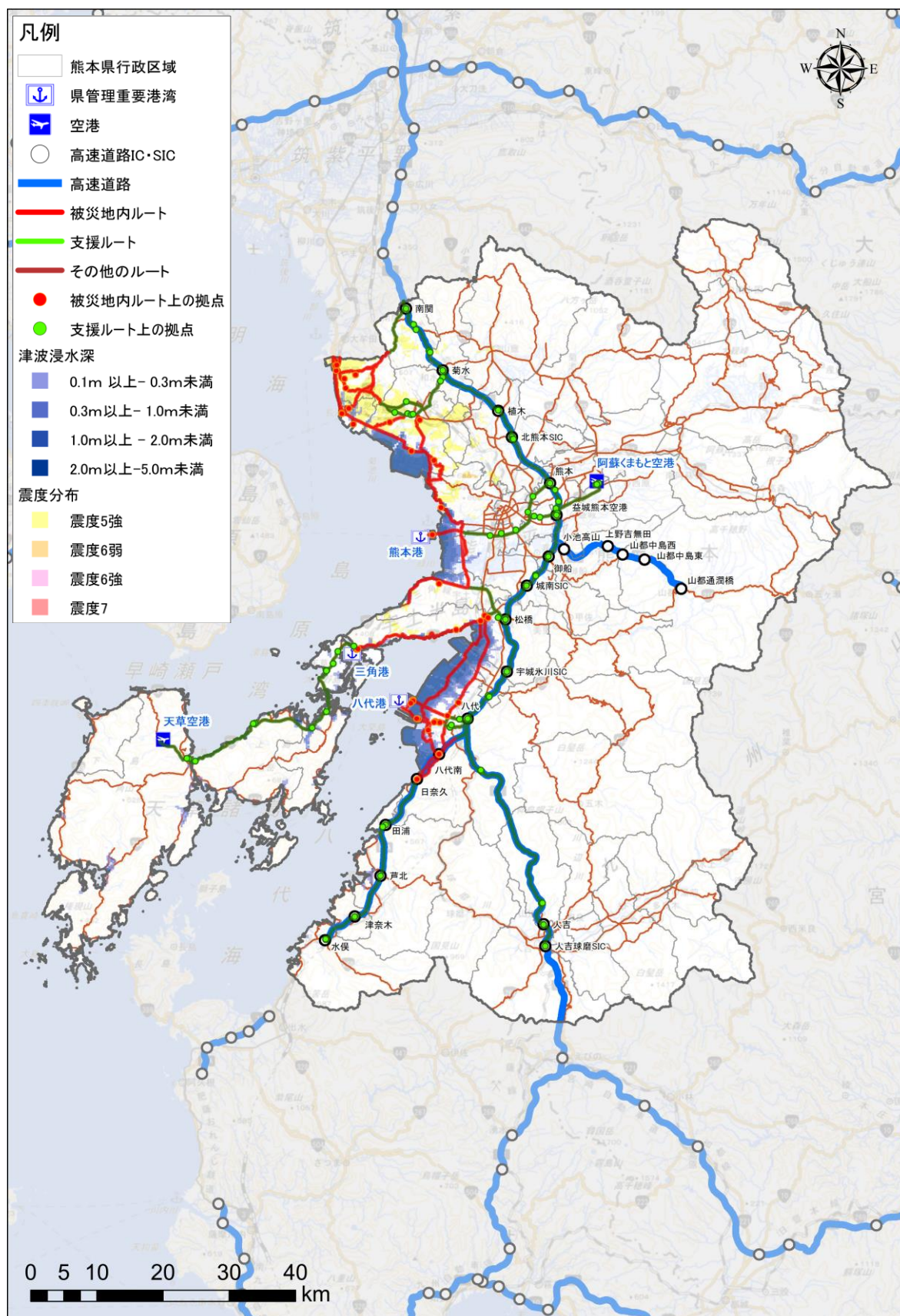


図 3-18 雲仙断層群（南東部）（道路啓開候補ルート図）



## 6) 南海トラフ

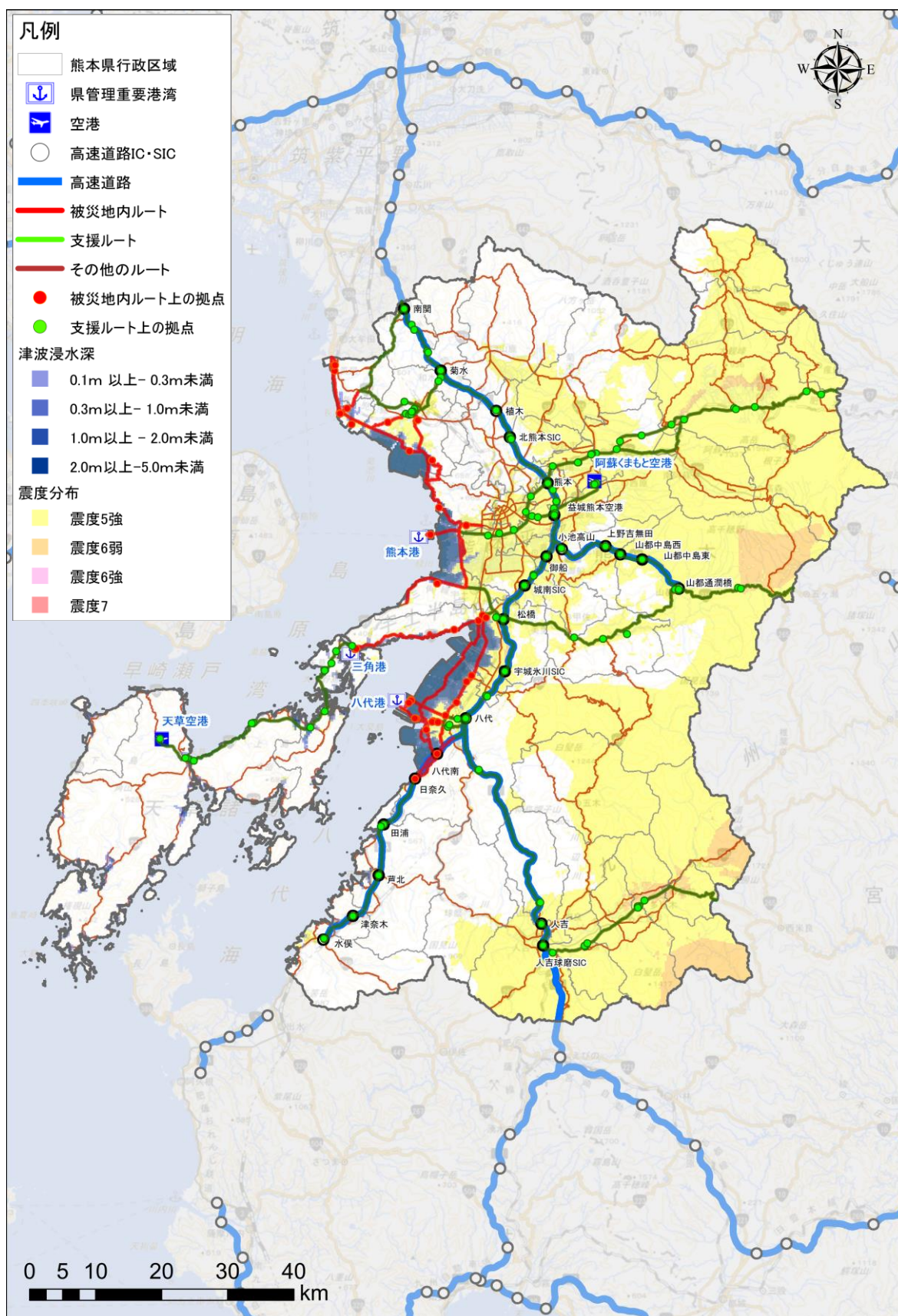


図 3-19 南海トラフ（道路啓開候補ルート図）

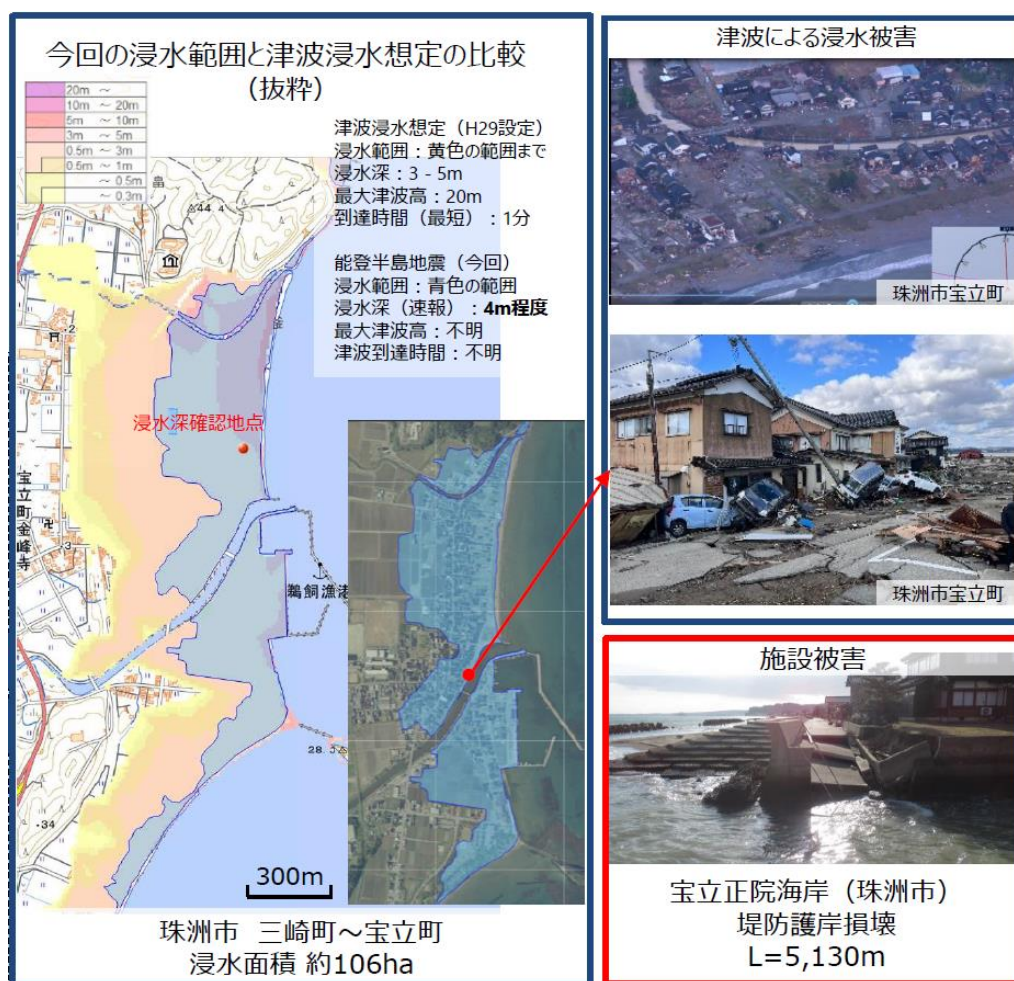
### 3.4. 道路啓開ルート選定時の留意事項

#### (1) 道路に関する潜在リスク情報を踏まえた道路啓開ルート設定

道路に関する潜在的リスク情報としては、震度想定や津波浸水想定等の被災想定に関するもの、橋梁耐震化や法面对策の進捗状況等の道路構造に関するものがある。

このため、道路啓開ルートの設定においては、ルートそれぞれが有する道路事情や地域の状況・被災の様相等を適切に把握することが重要である。

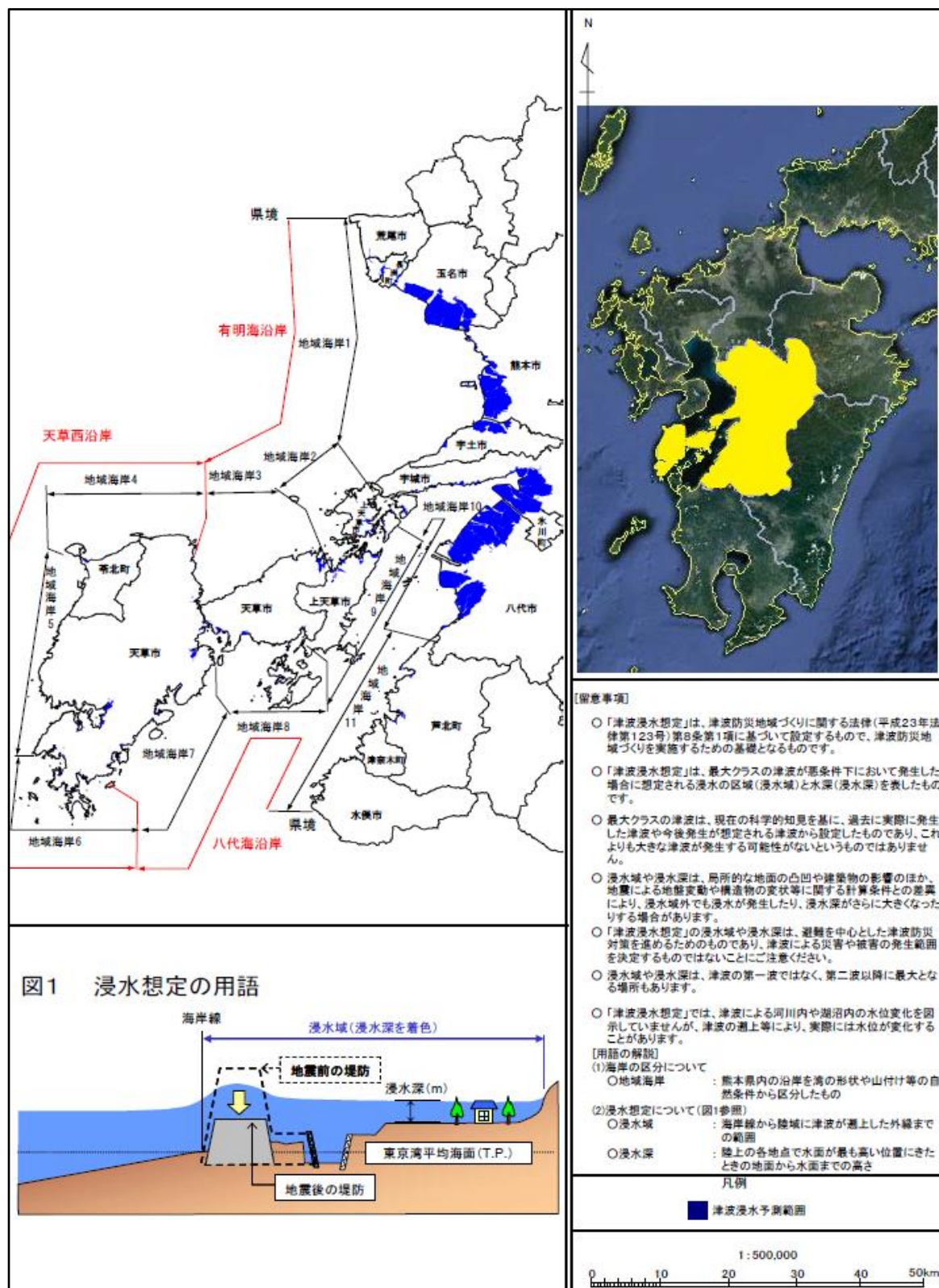
- 津波浸水想定：「津波浸水想定の設定について(熊本県 H26.9)」調査結果
  - 災害防除（法面对策）：道路防災総点検等における対策が必要と判断される箇所について、防災対策を優先的に進める。
  - 橋梁耐震化：緊急輸送道路上の橋梁について、大規模な地震時に致命的な損傷とならない対策を優先的に進める。
- 次の段階として損傷を限定的にとどめ、速やかに橋の機能回復を図れるような対策を実施していく。



出典：国土交通省資料

図 3-20 令和 6 年能登半島地震 津波による被害状況





出典：熊本県津波浸水想定について（熊本県 HP）

図 3-21 熊本県津波浸水想定（平成 25 年 3 月）



図 3-22 道路の被災リスク（法面崩壊：平成 28 年熊本地震による被害）



図 3-23 道路の被災リスク（落橋・橋梁の破損：平成 28 年熊本地震による被害）



## (2) 地域の実情を踏まえた道路啓開ルート設定

本計画では、熊本県全域の緊急輸送道路を啓開するための道路啓開候補ルートを設定しており、人命を最優先とし被害状況や地域の実情に応じて道路啓開を実施することが重要である。

道路啓開ルートの設定後は、本計画および熊本県土木対策部道路班の指示に従って道路啓開に着手することとなっているが、発災直後における人命救助を最優先とした災害対応の実施については、各道路管理者が判断することとする。ただし、被害情報の集約後、緊急輸送道路以外の道路の啓開については、優先性を下げる可能性もある。

各道路管理者の判断で災害対応をする際は、必ず、熊本県土木対策部道路班に報告を行うものとする。

## (3) 代替路の確保

能登半島地震では、幹線道路が大規模崩落により通行不可となったため、森林整備に活用される林道を活用し道路啓開を行い、孤立集落の解消を実現させた実績がある（下図参考）。

被害情報集約後、道路啓開ルートを設定する際は、道路啓開計画のルート及び緊急輸送道路以外の道路（林道・私道等）を代替路として設定する等、地理的不利性を有する地域における総合的な対応が必要である。



出典：内閣官房資料

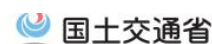
図 3-24 代替路として林道を活用した事例（能登半島地震）



### 3.5. 海上からの支援について

令和6年1月の能登半島地震時においては、陸路からの救援が困難な地域があったため、自衛隊との連携により、港等、海上から重機資機材を搬入するなど、道路啓開作業の支援を実施した。

#### 自衛隊と連携した海側からの緊急復旧対応



○自衛隊の協力を得て、輸送艦「おおすみ」およびLCAC（エア・クッション型揚陸艇）にて輪島市深見町に道路啓開部隊や資材を陸揚げ



ホバークラフトにて陸揚げ



#### X (旧Twitter)

【2024/1/14 陸揚げ状況動画】



| 閲覧数 | いいね♡  | リポスト  |
|-----|-------|-------|
| 27万 | 5,170 | 1,615 |

※国土交通本省でも掲載しており、163万回の閲覧あり  
(1月31日13時00分集計時占) 11

出典：国土交通省資料

図 3-25 自衛隊と連携した海側からの緊急復旧対応

熊本県においても、天草地域を抱えることから、海上からの支援について予め計画しておくことが必要となる。

海上からの上陸場所（案）については、図 3-26 に示す。なお、被災の様相や災害地の実情に応じて柔軟に対応することも必要である。

また、「災害発生時における苓北発電所港湾等施設の使用に関する協定（2022（令和4）年6月3日締結）」を踏まえ、大型輸送艦の接岸地点である苓北発電所港湾等施設（九州電力）を活用するとともに、LCACの上陸場所を起点とした道路啓開作業については、優先的に実施する。

その他、自衛隊等と連携した海上からの支援のほか、ヘリポート等を活用した支援物資等の空陸一体輸送についても備え、総合的な防災力の強化を図る。



図 3-26 上陸場所 (案)



図 3-27 訓練(令和 6 年 12 月 19 日)の実施状況 (左 : 海上輸送艦、右 : LCAC)

## 第 4 章

# 道路啓開作業



## 4.1. 道路啓開のタイムライン

道路啓開を実施するにあたり、各機関がどのフェーズでどのような行動を起こし、どの機関と連絡を取るべきかを定めておくことは、円滑な意思決定について重要である。

本計画においては、地震災害後、72時間以内に救急救命のための道路啓開を完了することを目的に、タイムラインを設定した。

啓開ルートの決定については、被害情報を踏まえ各関係機関と調整のうえ、熊本県土木対策部道路班が啓開ルートを取りまとめる。

発災時間帯や場所等、災害毎に異なる被災様相であることから、本タイムラインを念頭に置きながら臨機応変に対応することも重要である。

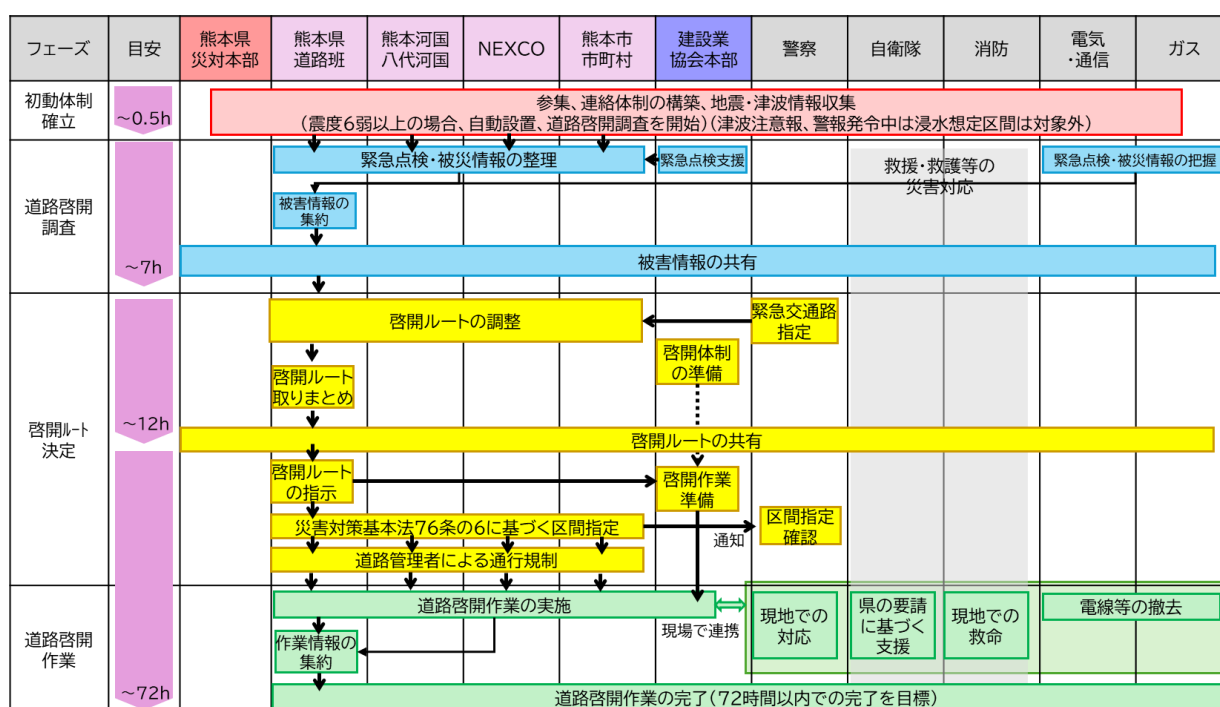


図 4-1 道路啓開タイムライン

※道路啓開計画タイムライン上の「目安」は九州道路啓開計画を参考に作成

※本項目は、目安を示しているものであり、完了時間を指定するものではない

## 4.2. 道路啓開の連絡体制

道路啓開の迅速な実施のためには、各管理者間が状況に応じて適切な連絡先に情報を伝達することが極めて重要である。

そのためにも、道路啓開計画における連絡体制が不可欠である。

道路管理者間の連絡体制を中心として、連絡体制図を設定した。

熊本地震時の課題を考慮し、熊本県建設業協会本部への指示や連絡は一本化する。ただし、各管理者の維持管理業者等への連絡は、現場の体制に応じて実施することとする。

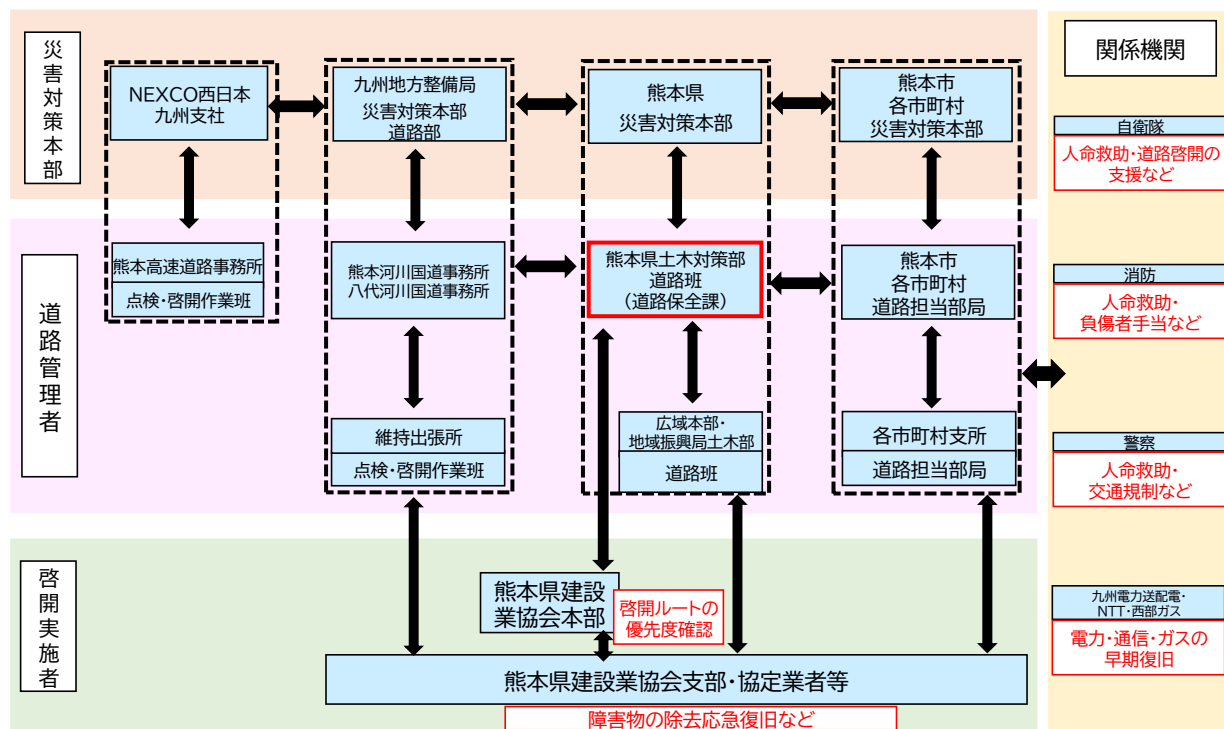


図 4-2 道路啓開計画における管理者間の連絡体制図

### 4.3. 道路啓開の実施体制

各道路管理者は各関係機関と「大規模災害時における応急対策に関する協定」を締結しており、関係機関の協力を得ながら道路啓開活動を実施する。

次に啓開活動の実施内容及び班編制案（参考事例）を示す。

#### （1）道路啓開調査

道路本体の損傷、がれき、路上車両、電柱倒壊等に関する被災等の状況や規模を早急に把握し、緊急通行車両のための必要最小限の応急措置が可能な班編成とする。

道路啓開調査における応急措置で時間を要する場合は、別路線の調査に移行する。

また、道路啓開調査が完了次第、道路啓開作業へ合流するものとする。

表 4-1 道路啓開調査に関する班編成（参考事例）

| 1 班<br>あたり | 人員  | 乗用車 | 2tトラック | 自転車 | コーン、<br>土のうなど |
|------------|-----|-----|--------|-----|---------------|
|            | 6 人 | 1 台 | 1 台    | 1 台 | 1 式           |

出典：九州道路啓開計画

#### （2）道路啓開作業

道路啓開調査等により把握した被災等の状況や被災規模に対し、必要な措置が可能な班編成とする。

想定される状況より、先導車（パトロールカー等）、応急復旧用重機・資材運搬（ユニック車、ダンプトラック等）及び放置車両撤去（レッカー車）が考えられる。

道路啓開作業については、進出拠点等に集結し、一団となって啓開を行っていくことが望ましいが、被災状況や集結状況に応じて迅速な道路啓開作業を進めるため、必ずしも全ての車両が揃わなくても柔軟に対応する。

表 4-2 道路啓開作業に関する班編成（参考事例）

| 1 班<br>あたり | 人員   | バックホウ | ダンプトラック | パトロールカー等 |
|------------|------|-------|---------|----------|
|            | 10 人 | 1 台   | 3 台     | 1 台      |
|            | 土のう  | コーン   | 看板      | 敷鉄板      |
|            | 50 袋 | 50 基  | 10 枚    | 5 枚      |

※人員は職員、維持業者又は災害協力業者等、内訳（職員 2 人、オペレーター等 4 人、作業員 4 人）

出典：九州道路啓開計画



#### 4.4. 被災状況の把握・情報集約・共有

道路啓開作業においては、がれきや路上車両、電柱倒壊等に伴う緊急通行車両の通行可否等の被災情報を把握することが非常に重要となる。

従って、各関係機関は、発災後、直ちに初動体制を立ち上げ、道路啓開ルートの道路啓開調査を開始し、CCTV 等による確認を含め速やかに被災状況の把握に努めることとする。

また、壊滅的被害が発生しているエリア等では、道路啓開調査が困難な路線・区間も想定されることから、UAV（ドローン）や防災ヘリ・ヘリサット等の活用など、地形に合わせた機動的な情報収集体制を構築し、リアルタイムで関係機関と情報共有するため、被害情報の把握に努める。

これらにより把握した道路被災状況に関しては、今後の道路啓開活動における情報として一元的に集約することが重要である。被害情報の集約において、最新の情報収集ツール（ISUT、SOBO-WEB 等）を積極的に活用することで、迅速化・効率化を図る。

なお、被害情報の収集においては、国・県・市町村等が連携して行うとともに、予め締結した災害協定に基づき、各協会と協力して行うことも重要である。

また、時々刻々と変化する現地の状況に柔軟に対応し、かつ迅速な道路啓開を実施するためには、現場での連携が非常に重要となる。そのため、各道路管理者は建設業者等の関係機関等との情報共有・協力のもと啓開ルートの迅速な啓開に向け、調査を行うことが重要である。熊本県土木対策部道路班は得られた被害情報を集約し、熊本県災害対策本部に報告するとともに、各関係機関へ情報共有を行う。



出典：熊本河川国道事務所 HP

図 4-3 CCTV による道路ライブカメラ画面（例：国道 3 号）



出典：国土交通省資料

図 4-4 能登半島地震時の被災状況把握方法（左：ドローン 右：ヘリサット）



出典：内閣府 HP

図 4-5 電子地図を活用した情報共有の実績（ISUT サイトの活用）



出典：九州地方整備局 HP

図 4-6 SOBO-WEB の概要と活用イメージ



## 4.5. 道路の区間指定

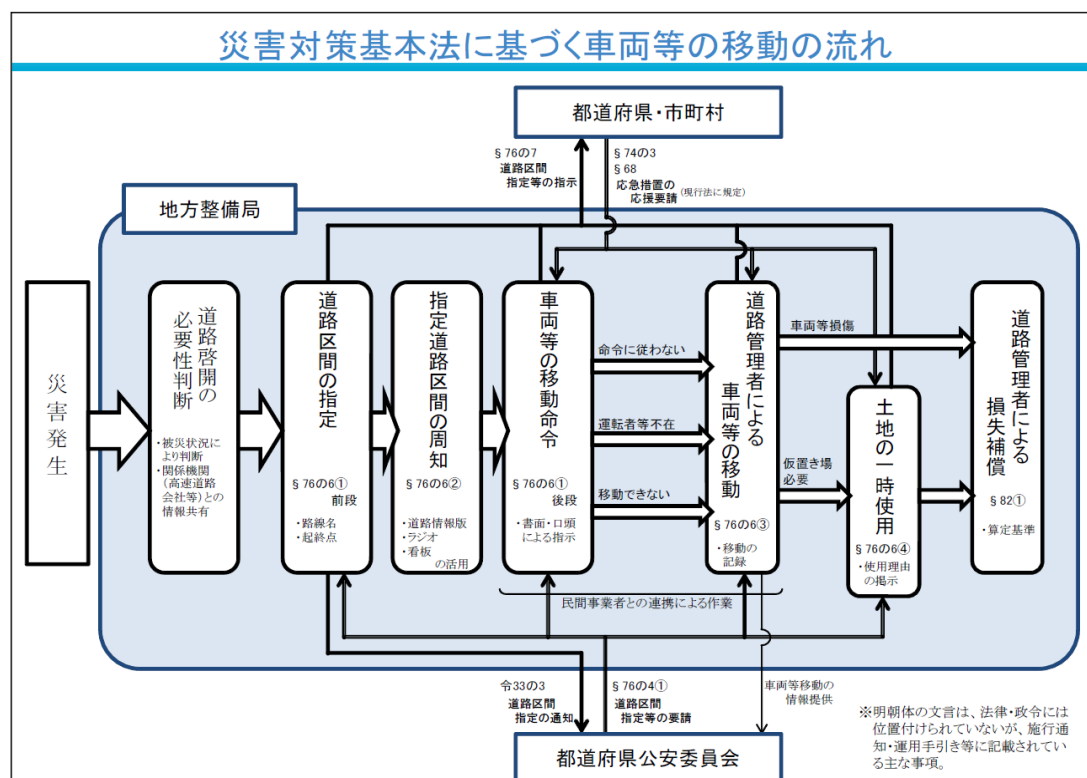
平成 26 年 11 月に改正された災害対策基本法では、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれており、道路啓開を迅速に行うためには、災害対策基本法第 76 条の 6 による道路区間指定を行う必要がある。

本県においては、実際の運用にあたっての必要な事項をとりまとめた「災害対策基本法に基づく車両移動に関するマニュアル」を策定しており、本計画では同手引きを参考にする。

また、道路管理者等による車両の移動や土地の一時使用によって、特定の私人が経済上の損失を被ることが想定されるが、この場合、損失補償をしなければならない。

例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代などが想定される。

なお、道路啓開作業や作業後において消火・人命救助等の各種活動や緊急輸送ルートとしての機能に支障を来すことのないよう、緊急通行車両以外の一般車両の進入防止は重要な課題である。従って、必要に応じてカラーコーンや看板の設置等、視覚的・物理的に一般車両の進入防止措置を警察の協力のもと、道路管理者が実施する。



出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引

図 4-7 災害対策基本法に基づく車両移動の流れ

## 4.6. 道路啓開の実施方法に関する留意事項

道路啓開の実施方法や、実施時の留意点について示す。道路法や災害対策基本法に基づき実施することを前提としている。

### (1) がれき等の除去

- 道路啓開は、その後の救援、救護活動のため一刻も早く緊急車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、必要最小限の 4.5m（自衛隊大型車両の通行を考慮）を確保することを基本とする。
- なお、効率的に道路啓開を行うため、初期の段階においては、迂回路の設定、道路沿道への押し退けなど、啓開速度を最優先に実施するものとする。
- 啓開実施者は、道路法第42条（道路清掃の一環として除去）を根拠法として、バックホウ等の重機を用いて、倒壊した建物等のがれき、道路の支障物件の啓開を行う。
- 基本的には道路上に存在する工作物をがれき等として撤去するが、撤去を行う場合にはあらかじめ当該工作物の所有者の同意を得るとともに、損失の補償を行わないことにつき了解を得るように努める。
- 道路に倒壊している照明灯、警察管理信号柱等が含まれる場合も同様に、路肩に移動するが、再利用の可否等について、必要に応じて管理者に確認をとる。

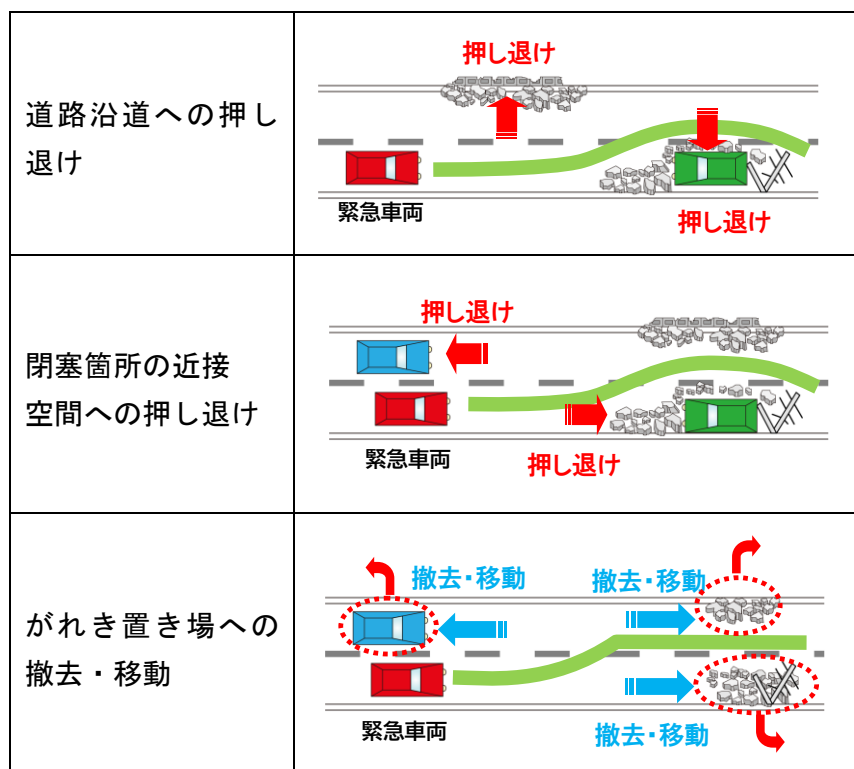


図 4-8 がれき等の除去のイメージ

## (2) ご遺体・負傷者の取扱い

- 啓開においては、救助活動を最優先する。
- 負傷者の発見時（外傷等により生死の判断が困難な場合を含む）は啓開作業を中断して消防に連絡し、救出救助・搬送協力を要請する。
- ご遺体の発見時は啓開作業を中断して警察に連絡し、外傷等により明らかに遺体と判断できる場合には、「発見場所」「発見日時」「発見者」「遺体の状態」について報告を行うとともに、検視及び搬送協力を要請する。

## (3) 貴重品の取扱い

- 貴金属、その他有価物や位牌、アルバム等は市町村、警察等に立ち会いを求め、できる限り回収に努める。

## (4) 橋梁段差、路面段差

- ジョイント部の段差等により緊急車両の通行が不能な場合は、土のう等を用いて段差の修正を行う。
- 落橋等により、仮復旧に時間を要する場合は、迂回路を確保することを第一とする。

## (5) 家屋の倒壊

- 倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。
- 敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本とする。
- 所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合、現状を写真等で記録しておく。



## (6) 放置車両

- 災害対策基本法 76 条の 6 に基づき、道路管理者等は、緊急通行車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい支障を来す恐れのある車両やその他の物件について、占有者、所有者又は管理者に対して移動等の措置を命じる。
- 熊本県においては、「災害対策基本法に基づく車両移動に関するマニュアル（平成 28 年 10 月）」を策定しており、原則、当該マニュアルに準じて対応する。

|     |                                                                                                                              | 様式                                                                                                                                                | 根拠条文       | 補足事項                                                                                | 留意事項等                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 災害発生                                                                                                                         |                                                                                                                                                   |            |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2   | 道路閉鎖の必要性判断                                                                                                                   |                                                                                                                                                   |            |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|     | 放置車両や立ち往生車両によって、緊急通行車両が通行する最低限の空間を確保する必要がある<br>※1車道すら確保されておらず、被災現場までの通行ルートを確認する必要があるか。                                       |                                                                                                                                                   |            |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 3   | 道路区間の指定                                                                                                                      |                                                                                                                                                   |            |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ①-1 | 各土木部長(維持管理(道路)課)から熊本県土木部長(道路保全課)への指定要請<br>災害発生する場合は県民連絡センター                                                                  | 別記様式第1号                                                                                                                                           | 法第76条の6第1項 |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ①-2 | 要請が行われた場合、熊本県土木部長(道路保全課)が直接決定                                                                                                | 別記様式第2号                                                                                                                                           | 法第76条の6第1項 |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ①-3 | 県公安委員会から道路管理者への指定要請                                                                                                          | 別記様式第2号                                                                                                                                           | 法第76条の4第1項 |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ②   | 熊本県土木部長(道路保全課)から指定の通知<br>※1,2の場合、2は省略                                                                                        | 別記様式第2号                                                                                                                                           | 法第76条の6第1項 |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ③   | 県公安委員会への指定の通知                                                                                                                | 別記様式第3号                                                                                                                                           |            | 通知は通前書面で行う<br>※緊急を要し口頭で行った場合は、事後、速やかに書面を送付。                                         |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4   | 指定道路区間の告知(指定道路区間内に在る者への通知)                                                                                                   |                                                                                                                                                   |            |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|     | ・日本道路交通情報センター<br>・立て看板<br>・ホームページ<br>・記者発表<br>・新聞広告、チラシ<br>・道路情報板<br>・市町村の防災無線<br>・県公安委員会と連携した広報<br>・トラック、バス等の輸送団体の協力による広報 等 | 別記様式第4号<br>(立て看板レイアウト)                                                                                                                            | 法第76条の6第2項 |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5   | 車両等の移動                                                                                                                       |                                                                                                                                                   |            |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ①   | 運転者等への命令による移動<br>・道路の左側や歩道への移動<br>・車間を詰めること(空いたスペースへの車両の移動)<br>・沿道の空地、駐車場への移動<br>・車両から落下した積載物の車両への再積載                        | ・別記様式第5号<br>(移動命令のための書面)<br>・別記様式第9号<br>(委託業者身分証明書)                                                                                               | 法第76条の6第1項 | ・命令は書面又は口頭で実施<br>・道路監視員の身分証明書の携行<br>・委託業者も身分証明書を携行                                  |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ②   | 道路管理者自らによる車両等の移動<br>次のいずれかに該当する場合は、道路管理者自ら車両移動が可能。<br>・車両等の移動命令に対して、速やかに移動を行わない場合(車両故障を含む)                                   | ・別記様式第9号<br>(委託業者身分証明書)<br>・別記様式第6号<br>(車両等移動の際の運転者等への通知書面)<br>・別記様式第7号の1<br>(近隣への移動の場合)<br>・別記様式第7号の2<br>(50m以上移動する場合)<br>・別記様式第8号<br>(車両移動記録票)  | 法第76条の6第1項 | ・道路監視員の身分証明書の携行<br>・委託業者も身分証明書を携行<br>・車両移動について運転者に通知<br>・移動理由の提示<br>※急を要する場合は口頭でも可。 | 「やむを得ない程度での破壊」が可能<br>・ロックやサイドブレーキを外すための窓ガラスの破壊<br>・重機で車両等を持ち上げる際のすり傷や凹み、駆動系や制動系の損傷<br>・段差による破壊 等                                                                                                                                                   |
|     | ・運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合                                                                                               | ・別記様式第6号<br>(車両等移動の際の運転者等への通知書面)<br>・別記様式第7号の1<br>(近隣への移動の場合)<br>・別記様式第7号の2<br>(50m以上移動する場合)<br>・別記様式第8号<br>(車両移動記録票)                             | 法第76条の6第1項 | ・拡声器等での呼びかけ<br>・移動理由の提示<br>・警察署長への車両移動に関する情報提供                                      | 留意事項<br>・窓ガラスを破壊した場合等は、降雨による車内設備の劣化が予想されるので、破壊箇所をシートで塞ぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置を講ずること。<br>・レッカー車やホイールローダー車での移動の際には、ガソリン漏れ等に留意すること。<br>・トラック等の移動の際には、積荷の種類を可能な限り確認し、危険物等がある場合は積荷の種類・状況に応じて注意して移動を行う。<br>・ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際は、感電等に注意。<br>・車両移動状況の記録化。 |
|     | ・前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合                                              | ・別記様式第5号<br>(移動命令のための書面)<br>・別記様式第6号<br>(車両等移動の際の運転者等への通知書面)<br>・別記様式第7号の1<br>(近隣への移動の場合)<br>・別記様式第7号の2<br>(50m以上移動する場合)<br>・別記様式第8号<br>(車両移動記録票) | 法第76条の6第1項 | ・移動を行う前の運転者への通知<br>・移動理由の提示                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6   | 土地の一時使用                                                                                                                      |                                                                                                                                                   |            |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|     | 道路敷地内に移動スペースが無い、周辺に公有地等が無い場合、現場の判断で、沿道の民地を一時的に使用                                                                             | ・別記様式第10号<br>(一時使用する土地への提示物)<br>・別記様式第11号<br>(土地の一時使用記録票)                                                                                         | 法第76条の6第4項 | 一時使用理由の提示                                                                           | 留意事項<br>・所有者の同意を得られなくても、民地使用及び竹木等の処分が可。<br>・一時使用による損失や影響、使用期間は必要最小限度にする。<br>・私人の財産の侵害となった場合は損失補償を行う。<br>・損失補償を見据えて土地の使用前後を写真、ビデオ等により記録化する。                                                                                                         |
| 7   | 地方公共団体への指示                                                                                                                   |                                                                                                                                                   |            |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|     | 積管理道路が被災し、緊急通行車両のルートを確認するため、市町村が管理する道路を迂回させる場合を想定し、市町村に対して道路区間の指定、指定道路区間の通知、車両等の移動を行うよう指示できる。                                | 別記様式第12号                                                                                                                                          | 法第76条の7    |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                    |

出典：熊本県 災害対策基本法に基づく車両移動に関するマニュアル（クイックマニュアル）

図 4-9 災害対策基本法に基づく車両移動に関するマニュアル

## (7) 倒壊電柱等

### ◆ 電柱管理者への確認

- 電柱等が倒壊し、道路啓開の支障となるような路線の閉塞が確認される場合は、基本的には、電柱管理者が、ケーブル等の撤去および電柱の移動を行う。
- ただし迅速な道路啓開を実施する上でやむを得ない場合は、道路管理者及び啓開実施業者自らケーブル及び電柱の仮移動を行う必要があるが、その場合においても、一度作業を中断し、電柱管理者に対して通電有無及び通信有無の確認を依頼し、作業の安全を確認するものとする。

### ◆ 九州電力送配電への確認

- 啓開実施者は、道路管理者に電柱被害及び被災した電柱の番号を連絡する。各道路管理者は被災した電柱の番号を熊本県土木対策部道路班に連絡する。
- 九州電力送配電は、報告を受けた電柱に対し、電力が遮断されていない場合は、停電作業を電柱番号による支店での遠隔操作又は、電力社員による現地作業により行い、以下の内容について、道路管理者に報告する。  
☐通電の有無／☐占用物（共架物）の確認／☐撤去の可否／☐移動の可否／  
☐作業立ち会いの有無
- 啓開実施者は、通電されておらず撤去も問題ないことが判明した段階で作業を再開する。倒壊電柱については撤去可であるが、電線は再利用を想定し、作業に大きな支障が出ない範囲で道路両端に寄せておく。

### ◆ N T T への確認

- N T T は、熊本県土木対策部道路班に優先啓開ルート、当日の作業範囲を確認し、現地要員を派遣する。
- 啓開実施者は、電柱の移動の実施前にN T T 西日本熊本支店の現地要員に以下の点を確認する。  
☐撤去の可否／☐占用物（共架物）の確認／☐移動の可否
- N T T 西日本熊本支店の現地要員は、N T T 西日本熊本支店に電柱撤去の対応を確認し、道路管理者に対応を報告する。  
各電柱やアース線が帯電している可能性があることからN T T 西日本熊本支店の現地要員による検電後、作業を再開する。倒壊電柱については撤去可であるが、ケーブルは、通信が繋がっている可能性が高いことから、作業に大きな支障が出ない範囲で切断せずに道路両端に寄せておく。

#### (8) 地下埋設物

- 水道・下水道管の損傷が確認できる場合は、作業を中断し管理者に連絡する。
- ガス管が確認できる場合やガス臭がする場合は、作業を中断し、確認した作業員がガス会社に連絡する。
- 地下埋設や橋梁添架の電線等の損傷等が確認できる場合、管理者に連絡する。その他、必要に応じて、カラーコーンの設置、通行止め等の実施、迂回路の設置等の措置を行う。
- 災害現場もしくは周辺に各地下埋設物の管理者がいる場合は、直接声をかけ、災害現場で連携をとり、道路啓開作業を行う。その際、各地下埋設物の管理者の指示に従って作業を行う。

#### (9) 危険物

- 啓開作業時に異臭（刺激臭、芳香臭等）を感じた場合には作業を中断する。
- 危険物を発見した際には、道路啓開作業を中断し、隔離距離をとる。消防機関等に連絡し、保安及び除去に関する協力要請を行う。
- 道路上に落下した太陽光発電パネルがあった場合には、感電の恐れがあるため、素手で触らず、絶縁性のある手袋を使用し、段ボール又はブルーシートで覆うか裏返しにする等、光を当てないようにする。

#### (10) 液状化

- 液状化現象により噴出した土砂の撤去にあたっては、まず道路上を最優先とする。また、雨水排水機能を応急的に復旧するため、道路上と合わせて集水桝及び取付管の土砂を撤去する。
- 雨水等が集積する箇所では、道路側溝内部の土砂を応急的に排除する。
- 地盤の沈下による地中内のタンク・マンホールや配管の浮き上がりが発生する可能性があるが、緊急車両の通行に支障をきたさない限り、浮き上がり箇所を避けて道路啓開を進める。



#### (11) 緊急通行車両・規制除外車両確認標章の取得

災害発生時の災害応急対策を的確・円滑に行うため、災害対策基本法等により、区間を定めて緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を実施する。

この時、道路交通法に規定されている緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両は、都道府県知事又は都道府県公安委員会の緊急通行車両としての確認を受けた上、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと、規制区間・区域を通行することができない。

災害応急対策に従事する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の車両については、災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け、標章等の交付を受けることができる。

参考) 熊本県警察ホームページ：

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/181466.html>

## 4.7. 道路啓開に関する広報

### (1) 発災直後

- 道路管理者は、発災直後に浸水想定区間への進入防止、浸水想定区間内からの退避誘導、車両の利用抑制を道路利用者に伝える必要がある。
- 伝達手段には、道路情報板、標識、看板、HP 等を活用する。
- また、事前に浸水区間起終点標識、浸水区間標識を設置する。

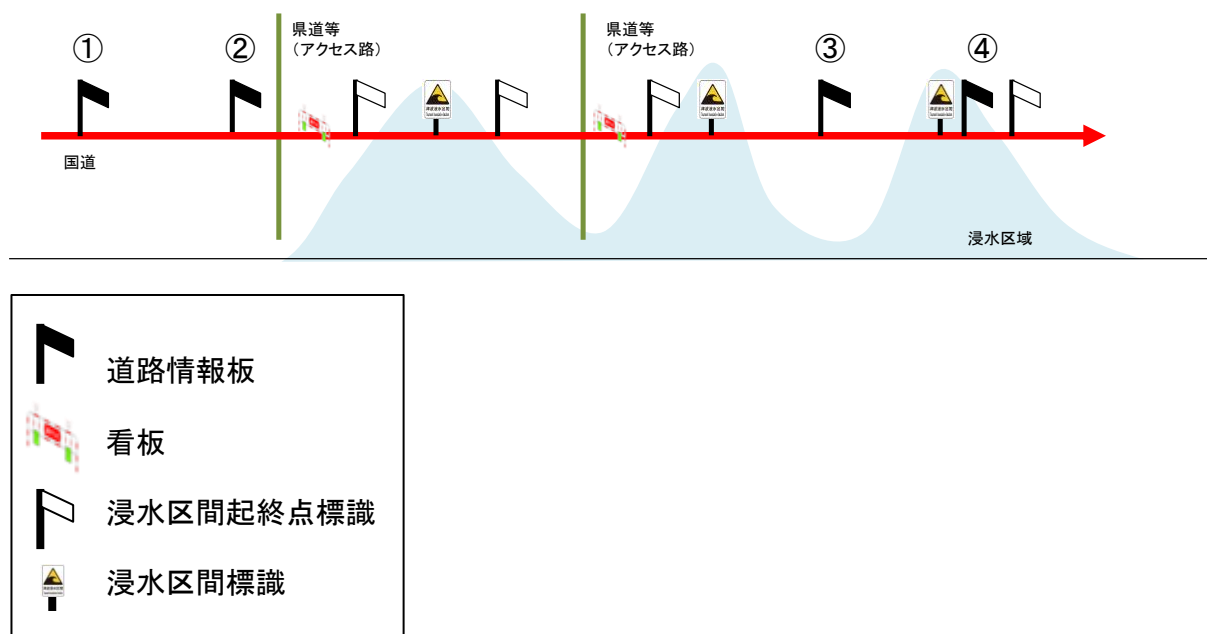


図 4-10 道路情報板、標識、看板等 配置イメージ

表 4-3 道路情報板、標識・看板を用いた避難誘導に関する広報

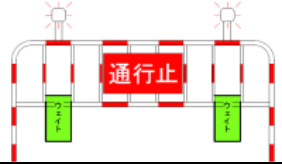
| 手段                                                                                                        | 設置場所                                            | 表示内容案                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道路情報板①<br>               | 津波浸水区間外（②③以外）                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生走行注意</li> <li>・地震発生速度落とせ</li> <li>・左側停車</li> <li>・止まれ</li> <li>・鍵をかけず徒歩避難</li> </ul>                                          |
| 道路情報板②<br>               | 津波浸水区間の手前（最終）                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報</li> <li>・この先危険</li> <li>・通行止め</li> <li>・下り（上り）線で〇〇へ避難</li> <li>・〇〇方面へ避難</li> </ul>                                         |
| 道路情報板③<br>               | 津波浸水区間外であるがアクセス路のない区間<br>※津波浸水区間と同様と考える。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報</li> <li>・危険</li> <li>・〇〇方面へ避難</li> <li>・高台や避難ビルへ避難</li> <li>・道の駅〇〇へ避難</li> </ul>                                           |
| 道路情報板④<br>             | 津波浸水区間内                                         |                                                                                                                                                                           |
| 看板<br>                 | 津波浸水区間直前のアクセス路を超えた地点                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリケードに「通行止」と記載</li> </ul>                                                                                                         |
| 浸水区間起終点標識<br>※事前設置<br> | 津波浸水区間の起終点<br>※ただし、浸水想定区間外でもアクセス路のない区間は起終点としない。 |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ここから」又は「ここまで」</li> <li>・津波浸水想定区域</li> </ul> |
| 浸水区間標識<br>※事前設置<br>    | 浸水区間内<br>※概ね 200m おきに設置                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波浸水想定区域</li> <li>・前方〇m</li> <li>・後方〇m</li> </ul>                                                                                 |



## (2) 通行規制後

- 道路管理者は、地震による道路の被害や津波による浸水、がれきの堆積が発生し、通行規制を行う場合には、道路利用者に広報を行う。
- 伝達手段には、道路情報板、看板、ホームページ・記者発表を活用する。

表 4-4 道路情報板、標識・看板を用いた通行規制に関する広報

| 手段                                                                                       | 設置場所                 | 表示内容                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道路情報板①                                                                                   | 通行規制区間外<br>(②以外)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道○号○○～○○ 災害通行規制</li> <li>・ ○km 先通行規制</li> </ul> |
| 道路情報板②                                                                                   | 通行規制区間の手前（最終）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この先通行規制</li> </ul>                               |
| 道路情報板③                                                                                   | 通行規制区間内              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震通行規制</li> </ul>                                |
| 看板<br> | 通行規制区間直前のアクセス路を超えた地点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリケードに「通行止」と記載</li> </ul>                        |

(3) 災害対策基本法 76 条の 6 による区間指定後

- 道路管理者は、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づいて道路区間の指定をした時には、道路利用者に周知する。
- 伝達手段には、道路情報板、看板、ホームページ・記者発表、ラジオを活用する。

○道路情報板

- 例 1) 国道〇〇号〇〇～〇〇間放置車両移動作業中。
- 例 2) 国道〇〇号〇〇～〇〇間緊急車両の通行確保のため放置車両移動中。

○看板



図 4-11 看板を活用した広報

○日本道路交通情報センター（ラジオ）

道路管理者は、〇日〇時頃発生した〇〇を中心とする震度 6 の地震対策のため、〇〇～〇〇間を、災害対策基本法第 76 条の 6 の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。

当該区間においては、緊急通行車両の通行が確保できない場合、運転者に車両等の移動をお願いするほか、場合によっては道路管理者が車両の移動を行いますので、道路管理者の指示に従って行動してください。

#### (4) 道路啓開後

- 道路管理者は、道路啓開に着手した後は、定期的に啓開の進捗状況、復旧見込みを広報する。
- 伝達手段には、ホームページ・記者発表を用いる。



## 第 5 章

### 道路啓開訓練

## 5.1. 訓練の目的・効果

想定される災害発生時における初動体制について、事前の訓練によって習得するとともに、道路管理者等としての対応を明確にすることを目的とする。

また、訓練実施において発生する問題や課題を抽出し、初動体制のあり方や対策方針の改良等にも役立てることを目的とし、以下に訓練の効果として想定されるものをあげる。

- 初動体制の啓蒙
- 職員の動態確認
- 各種通信機器及び支援機器の機能、操作確認
- 備蓄資材及び備品の確認・補給
- 被害状況の把握に要する時間確認
- 初期対応の判断及び指示に要する時間確認
- 各種課題の抽出

## 5.2. 訓練の手法

訓練の手法を以下に示す。

なお、訓練の PDCA サイクルの観点から、訓練記録を作成し、分析する。

### ① 教育訓練

道路啓開計画や手法について、周知を目的として実施する訓練。道路啓開計画や関連資料をまとめたものを用いて、講義等を実施する。事前に講義動画を準備しておき、E-learning での習熟を図ることも有効である。

### ② 図上訓練

地図を用いた訓練の手法であり、参加者全員が書き込み作業や意見を出し合い、具体的な被災や対応方法のイメージを共有しながら、被災状況の想定および災害対応の確認を行い、課題を明確にする訓練。

### ③ 情報伝達訓練

図上訓練の一種で、災害対応時における基本的な情報伝達の手順や内容を確認することや、関係者間の相互理解や協力関係を深めることを目的とした訓練。

### ④ ロールプレイング

図上訓練の一種で、ある職務を与えられた演習者が、次々と与えられる疑似状況に対して自ら判断し行動するためのシナリオのない災害対応模擬訓練。

#### ⑤ 実動訓練

実際の災害を想定し、防災関係機関および地域住民が一体となって総合的な訓練を実施することにより、防災意識の高揚と災害対応能力の向上および機関相互の連携の強化を図る訓練。

#### ⑥ 実技訓練

訓練を通じて技術を習得するものであり、通信機器および支援機器の機能、操作の確認、車両移動の実技、応急救護、救出・救助などの訓練。

### 5.3. 訓練の内容

訓練の内容は、地域特性と想定される災害による各種条件を考慮して選定する。

また、過去の訓練実績についても考慮しつつ、道路啓開計画の実効性を高めるため、計画に記載されている事項についての実践的な訓練内容とし、以下に示す。

#### ① 初動体制の確立

- 災害対策本部の設置
- 職員、家族などの安否確認及び参集
- 庁舎の点検
- 各種防災システムの稼働確認
- 地震・津波に係る情報の収集及び伝達

#### ② 被災状況の把握

- 参集時の被災情報の収集
- 道路利用者、地域住民からの被災情報の収集
- CCTV や防災ヘリコプターの映像による情報収集
- 他道路管理者からの情報収集
- 被災情報の集約及び関係機関への共有

#### ③ 啓開ルートの決定

- 啓開ルートの選定
- 区間の指定と伝達
- 通行規制の実施



#### ④ 道路啓開の実施

- 車両移動の区間検討、ならびに県公安委員会と道路利用者への周知
- 関係機関との調整
- 資機材、業者などの確保
- 道路啓開作業の実施
- 情報共有・広報の実施

### 5.4. 訓練の実施

訓練の実施に当たっては、県総合防災訓練などを活用し、初動体制、実動・実技のスキルアップを図ることとする。

【出典】

- 1) 国土交通省九州地方整備局ホームページ：九州道路啓開計画  
<https://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/shihon/dourokeikai.html>
- 2) 熊本県ホームページ：熊本県地域防災計画  
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/176306.html>
- 3) 熊本県ホームページ：熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画  
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/102/201211.html>
- 4) 国土交通省ホームページ：東日本大震災の記録 ―国土交通省の災害対応―  
<https://www.mlit.go.jp/saigai/kirokusyu.html>
- 5) 熊本県ホームページ：平成 28 年熊本地震災害に関する情報  
<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kumamotojisin/>
- 6) 内閣府ホームページ：令和 6 年度能登半島地震について  
<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/index.html>

【参考資料】

熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 「緊急輸送を確保するため必要な道路」(以下「緊急輸送道路」という。)は、地震等の災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

本協議会は、緊急輸送道路ネットワークの計画、管理・体制等、発災後における緊急輸送機能が確保できる道路ネットワーク計画等の策定を目的とする。

(会長、副会長)

第3条 会長は、熊本県土木部道路都市局長がこれにあたる。

2 副会長は、国土交通省熊本河川国道事務所所長及び熊本県土木部道路都市局道路保全課長がこれにあたる。

3 会長が不在の場合は、副会長が会長の権限を代行することができる。

(協議会)

第4条 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

2 協議会は、別表-1に掲げるもので組織する。

3 会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができるものとする。

(協議会の検討事項)

第5条 協議会は、次の事項に関する検討を行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定及び見直しに関する事項

(2) 緊急輸送道路ネットワークの管理・体制等に関する事項

(ワーキンググループ)

第6条 協議会の業務を遂行するにあたり、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くものとする。

2 WGの組織構成は別表-2に掲げるものとし、WGリーダーは熊本県土木部道路都市局道路保全課課長補佐とする。

3 WGリーダーが必要と認めた場合は、WGリーダーが指名する者を参加させることができるものとする。

4 WGは、協議会の業務を遂行するための運営にあたる。

(運営費用)

第7条 協議会に必要な経費は、それぞれの道路管理者において負担する。

(事務局)

第8条 事務局は、熊本河川国道事務所道路管理第一課並びに、熊本県土木部道路都市局道路保全課に置くものとする。

協議会の運営については、互いに協力してあたるものとする。

(付則)

第8条 この規約は、平成 8年 4月25日から施行する。

改正 平成27年 3月27日

改正 令和 6年 1月31日

(別表－１)

熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会の組織

| 役職  | 所属         | 職名                        |
|-----|------------|---------------------------|
| 会長  | 熊本県        | 土木部 道路都市局長                |
| 副会長 | 国土交通省      | 熊本河川国道事務所 所長              |
|     | 熊本県        | 土木部 道路都市局 道路保全課長          |
| 委員  | 国土交通省      | 八代河川国道事務所 所長              |
|     | 〃          | 九州地方整備局 道路部 道路計画第一課長      |
|     | 〃          | 九州地方整備局 道路部 道路管理課長        |
|     | 熊本県        | 知事公室 危機管理防災課長             |
|     | 〃          | 健康福祉部 健康福祉政策課長            |
|     | 〃          | 健康福祉部 医療政策課長              |
|     | 〃          | 土木部 道路都市局 道路整備課長          |
|     | 〃          | 土木部 河川港湾局 港湾課長            |
|     | 西日本高速道路(株) | 九州支社 保全サービス事業部 保全サービス統括課長 |
|     | 〃          | 九州支社 熊本高速道路事務所 所長         |
|     | 国土交通省      | 九州地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長      |
|     | 〃          | 熊本港湾・空港整備事務所 所長           |
|     | 熊本県警察本部    | 交通規制課長                    |
|     | 陸上自衛隊      | 第八師団司令部 第二部情報班長           |
|     | 熊本市        | 都市建設局 土木部 部長              |



(別表－２)

熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会  
ワーキンググループの組織

| 所属                         | 役職             |
|----------------------------|----------------|
| 国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路計画第一課  | 道路計画第一課        |
| 国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路管理課    | 道路管理課          |
| 国土交通省 熊本河川国道事務所            | 総括保全対策官        |
|                            | 道路管理第一課長       |
|                            | 道路管理第二課長       |
| 国土交通省 八代河川国道事務所 道路管理課      | 道路管理課長         |
| 国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部 港湾計画課  | 課長補佐           |
| 国土交通省 九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所 | 企画調整課長         |
| 西日本高速道路株式会社 九州支社 熊本高速道路事務所 | 統括課長           |
| 西日本高速道路株式会社 九州支社 保全サービス事業部 | 保全サービス統括課 課長代理 |
| 陸上自衛隊 第8師団司令部 第2部          | 第2部長代理         |
| 熊本市 都市建設局 土木部 道路保全課        | 技術主幹           |
| 熊本県 警察本部 交通部 交通規制課         | 規制第二係長         |
| 熊本県 知事公室 危機管理防災課           | 主幹(災害対策・防災企画)  |
| 熊本県 健康福祉部 健康福祉政策課          | 総務班長           |
| 熊本県 健康福祉部 医療政策課            | 主幹(医療連携)       |
| 熊本県 土木部 道路都市局 道路整備課        | 企画班長           |
| 熊本県 土木部 河川港湾局 港湾課          | 港湾整備班長         |
| 熊本県 土木部 道路都市局 道路保全課        | 課長補佐           |

本計画の作成においては、(別表－１)の組織に加え、以下の関係機関にも協議会等に参加、ご意見をいただきました。

- 一般社団法人熊本県建設業協会
- 九州電力送配電株式会社 熊本支社
- 西日本電信電話株式会社 熊本支店
- 西部ガス株式会社
- 八代市
- 荒尾市
- 玉名市
- 阿蘇市
- 天草市
- 美里町
- 南関町
- 長洲町
- 菊陽町
- 小国町
- 南阿蘇村
- 御船町
- 氷川町
- 津奈木町